

# 児童福祉法等の一部を改正する法律 の施行に向けた検討状況

こども家庭庁

# 改正法施行に向けた検討状況について

○ 概要・スケジュール	3
○ こども家庭センター	5
○ 地域子育て相談機関	2 3
○ 家庭支援事業の利用勧奨・措置	3 0
○ 一時保護所の設備・運営基準案	3 5
○ 親子再統合支援事業	4 3
○ こどもの権利擁護	4 8
○ こども家庭福祉の認定資格（こども家庭ソーシャルワーカー）	5 6
○ 一時保護時の司法審査	6 9

# 児童福祉法等の一部を改正する法律（令和4年法律第66号）の概要

## 改正の趣旨

児童虐待の相談対応件数の増加など、子育てに困難を抱える世帯がこれまで以上に顕在化してきている状況等を踏まえ、子育て世帯に対する包括的な支援のための体制強化等を行う。

## 改正の概要

- 1. 子育て世帯に対する包括的な支援のための体制強化及び事業の拡充**【児童福祉法、母子保健法】
  - ①市区町村は、全ての妊産婦・子育て世帯・子どもの包括的な相談支援等を行うこども家庭センター（※）の設置や、身近な子育て支援の場（保育所等）における相談機関の整備に努める。こども家庭センターは、支援を要する子どもや妊産婦等への支援計画（サポートプラン）を作成する。  
※子ども家庭総合支援拠点と子育て世代包括支援センターを見直し。
  - ②訪問による家事支援、児童の居場所づくりの支援、親子関係の形成の支援等を行う事業をそれぞれ新設する。これらを含む家庭支援の事業について市区町村が必要に応じ利用勧奨・措置を実施する。
  - ③児童発達支援センターが地域における障害児支援の中核的役割を担うことの明確化や、障害種別にかかわらず障害児を支援できるよう児童発達支援の類型（福祉型、医療型）の一元化を行う。
- 2. 一時保護所及び児童相談所による児童への処遇や支援、困難を抱える妊産婦等への支援の質の向上**【児童福祉法】
  - ①一時保護所の設備・運営基準を策定して一時保護所の環境改善を図る。児童相談所による支援の強化として、民間との協働による親子再統合の事業の実施や、里親支援センターの児童福祉施設としての位置づけ等を行う。
  - ②困難を抱える妊産婦等に一時的な住居や食事提供、その後の養育等に係る情報提供等を行う事業を創設する。
- 3. 社会的養育経験者・障害児入所施設の入所児童等に対する自立支援の強化**【児童福祉法】
  - ①児童自立生活援助の年齢による一律の利用制限を弾力化する。社会的養育経験者等を通所や訪問等により支援する拠点を設置する事業を創設する。
  - ②障害児入所施設の入所児童等が地域生活等へ移行する際の調整の責任主体（都道府県・政令市）を明確化するとともに、22歳までの入所継続を可能とする。
- 4. 児童の意見聴取等の仕組みの整備**【児童福祉法】
 

児童相談所等は入所措置や一時保護等の際に児童の最善の利益を考慮しつつ、児童の意見・意向を勘案して措置を行うため、児童の意見聴取等の措置を講ずることとする。都道府県は児童の意見・意向表明や権利擁護に向けた必要な環境整備を行う。
- 5. 一時保護開始時の判断に関する司法審査の導入**【児童福祉法】
 

児童相談所が一時保護を開始する際に、親権者等が同意した場合等を除き、事前又は保護開始から7日以内に裁判官に一時保護状を請求する等の手続を設ける。
- 6. 子ども家庭福祉の実務者の専門性の向上**【児童福祉法】
 

児童虐待を受けた児童の保護等の専門的な対応を要する事項について十分な知識・技術を有する者を新たに児童福祉司の任用要件に追加する。  
※当該規定に基づいて、子ども家庭福祉の実務経験者向けの認定資格を導入する。  
※認定資格の取得状況等を勘案するとともに、業務内容や必要な専門知識・技術、教育課程の明確化、養成体制や資格取得者の雇用機会の確保、といった環境を整備しつつ、その能力を発揮して働くことができる組織及び資格の在り方について、国家資格を含め、施行後2年を目途として検討し、その結果に基づいて必要な措置を講ずる。
- 7. 児童をわいせつ行為から守る環境整備（性犯罪歴等の証明を求める仕組み（日本版DBS）の導入に先駆けた取組強化）等**【児童福祉法】
 

児童にわいせつ行為を行った保育士の資格管理の厳格化を行うとともに、ベビーシッター等に対する事業停止命令等の情報の公表や共有を可能とするほか、児童福祉施設等の運営について、国が定める基準に従い、条例で基準を定めるべき事項に児童の安全の確保を加えるなど所要の改正を行う。

## 施行期日

令和6年4月1日（ただし、5は公布後3年以内で政令で定める日、7の一部は公布後3月を経過した日、令和5年4月1日又は公布後2年以内で政令で定める日）

# 施行に向けた準備（実施要綱等に盛り込むべき事項、スケジュール）

施行	改正事項	政省令、告示、通知等に反映する必要のある論点	R4	R5			R6	R7	
				春～夏	秋	冬～春	夏～秋		
R6.4	こども家庭センターサポートプラン	人員配置基準、運営要領、サポートプランの記載事項・作成対象者 等	調査研究事業等	こども家庭審議会関係部会における議論	児相長会議・自治体説明会（運用イメージの提示）	政令・府令公布	通知等発出	施行	第3期子ども子育て支援計画
	地域子育て相談機関	担い手・区域、情報発信・提供、子育て世帯とつながる工夫、関係機関との連携 等							
	家庭支援事業	支援対象者、事業内容、費用負担 等							
	こどもの権利擁護	意見聴取等措置・意見表明等支援事業の実施方法・体制等							
	親子再統合支援事業	事業内容、外部機関との協働方法 等							
	一時保護所基準	居室・人員等の基準、第三者評価の受審 等							
	自立支援	事業内容、対象者、実施場所、人員等の基準、届出事項 等							
	里親支援センター	事業内容、人員等の基準、第三者評価の受審、実施場所 等							
	妊産婦等生活援助事業	届出事項、対象者、実施場所 等							
	認定資格	研修課程、試験の頻度 等	検討会とりまとめ (研修加増11ヵ月等)				認定機関の発足		
R7.5～6	司法審査	一時保護の要件、一時保護状の請求手続 等		実務者作業チーム	府令改正・マニュアル検討	マニュアル案とりまとめ	確定・マニュアル公表	施行(令和7年6月15日までの政令で定める日)	

※ 令和6年4月に向け、令和4・5年度は、令和3年度補正予算(安心こども基金)等を活用し先行的な取組を実施。

# こども家庭センター

# こども家庭センターについて

## <趣旨・目的>

○ 改正児童福祉法により、子育て世代包括支援センター（母子保健）と子ども家庭総合支援拠点（児童福祉）の設立の意義や機能は維持した上で組織を見直し、全ての妊産婦、子育て世帯、子どもへ一体的に相談支援を行う機能を有する機関（こども家庭センター）の設置に努めることとした。

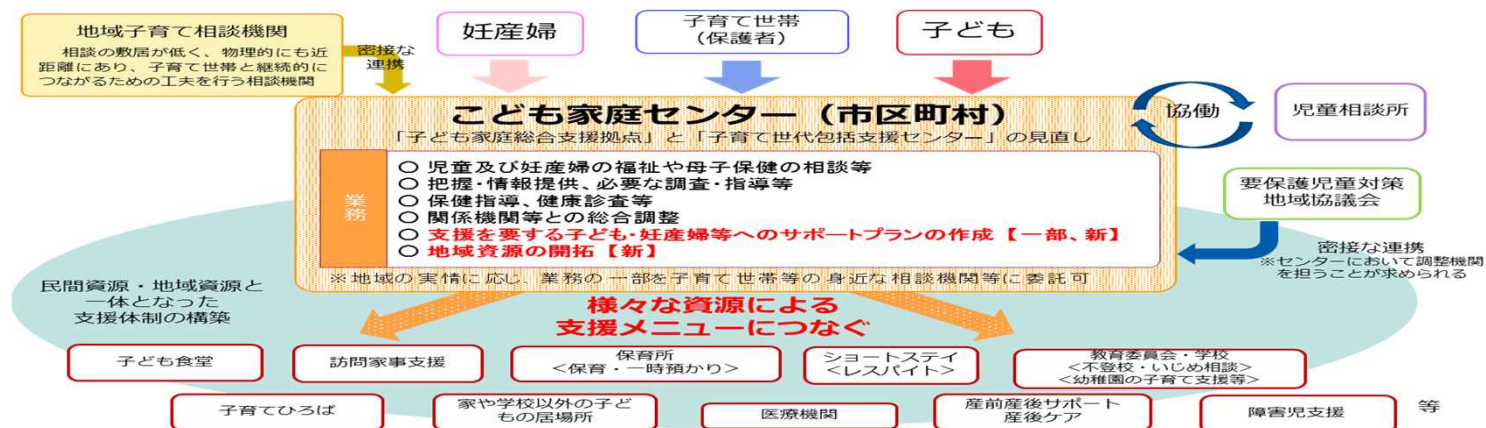
○ 「こども家庭センター」の設置は、これまで「子育て世代包括支援センター」と「市区町村子ども家庭総合支援拠点」それぞれの設置を進めてきた中で、両機関がともに特定妊婦や要支援児童等を支援対象に含んでいるにもかかわらず、組織が別であるために、連携・協働に職員の負荷がかかったり、情報共有等が成されにくい等の課題が生じていたことに対して、両機能を組織として一体的に運営することにより、母子保健・児童福祉両部門の連携・協働を深め、虐待への予防的な対応から個々の家庭に応じた支援の切れ目ない対応など、市町村としての相談支援体制の強化を図るために行われるものである。

## <業務内容>

○ こども家庭センターは、これまで母子保健機能（子育て世代包括支援センター）や児童福祉機能（子ども家庭総合支援拠点）において実施している相談支援等の取組に加え、

### 新たに

- ・妊娠届から妊産婦支援、子育てや子どもに関する相談を受けて支援を要する子ども・妊産婦等への**サポートプランの作成**や、
  - ・民間団体と連携しながら、多様な家庭環境等に関する支援体制の充実・強化を図るための**地域資源の開拓**、
- を担うことで、更なる支援の充実・強化を図るもの。



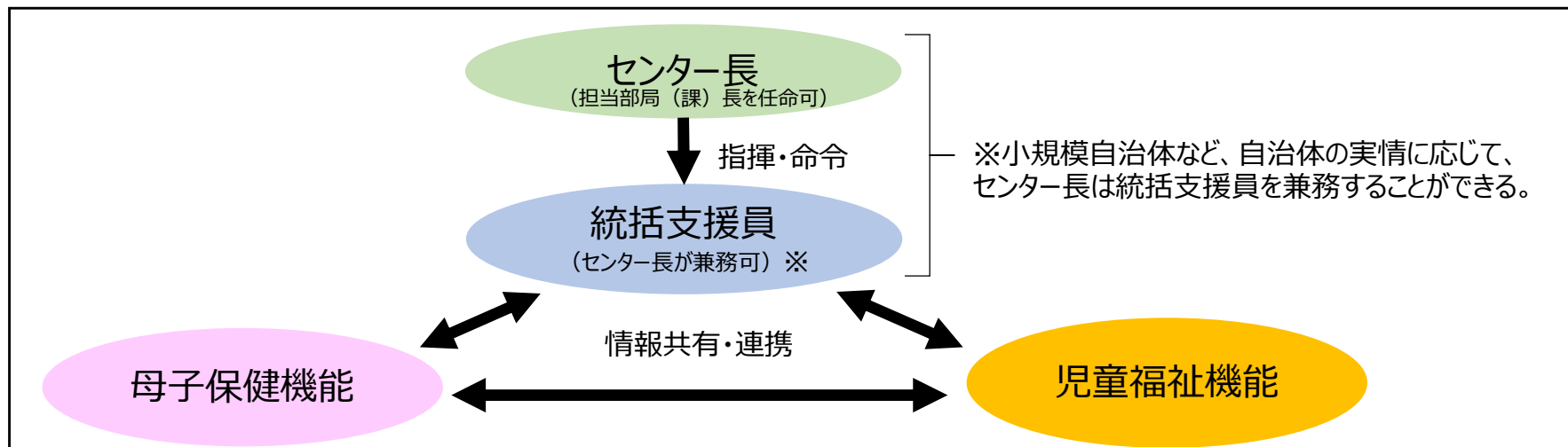
## こども家庭センターの要件について

こども家庭センターは、児童及び妊産婦の福祉及び母性並びに乳児及び幼児の健康の保持及び増進に関する包括的な支援を行うことを目的とする施設。（改正後の児童福祉法第10条の2第2項及び母子保健法第22条参照）

### 【要件】

1. 母子保健機能（旧子育て世代包括支援センター）及び児童福祉機能（旧市区町村子ども家庭総合支援拠点）双方の機能の一体的な運営を行うこと。
2. 母子保健機能及び児童福祉機能における双方の業務について、組織全体のマネジメントを行う責任者である、センター長をこども家庭センター1か所あたり1名配置すること。（※）
3. 母子保健機能及び児童福祉機能における双方の業務について十分な知識を有し、俯瞰して判断することのできる統括支援員をこども家庭センター1か所あたり1名配置すること。
4. 改正後の児童福祉法第10条の2第2項及び母子保健法第22条に規定する業務を行うこと。
5. 当該施設の名称は「こども家庭センター」（又はこれに類する自治体独自の統一的名称）を称すること。

（※）…小規模自治体等、自治体の実情に応じてセンター長は統括支援員を兼務することができる。



## 【参考】児童福祉法等の一部を改正する法律（令和4年6月15日法律第66号） による改正後の児童福祉法等 抜粋

### 【児童福祉法】

**第十条** 市町村は、この法律の施行に関し、次に掲げる業務を行わなければならない。

- 一 児童及び妊産婦の福祉に関し、必要な実情の把握に努めること。
- 二 児童及び妊産婦の福祉に関し、必要な情報の提供を行うこと。
- 三 児童及び妊産婦の福祉に関し、家庭その他からの相談に応ずること並びに必要な調査及び指導を行うこと並びにこれらに付随する業務を行うこと。
- 四 児童及び妊産婦の福祉に関し、心身の状況等に照らし包括的な支援を必要とすると認められる要支援児童等その他の者に対して、これらの者に対する支援の種類及び内容その他の内閣府令で定める事項を記載した計画の作成その他の包括的かつ計画的な支援を行うこと。

**第十条の二** 市町村は、こども家庭センターの設置に努めなければならない。

- ② こども家庭センターは、次に掲げる業務を行うことにより、児童及び妊産婦の福祉に関する包括的な支援を行うことを目的とする施設とする。
  - 一 前条第一項第一号から第四号までに掲げる業務を行うこと。
  - 二 児童及び妊産婦の福祉に関する機関との連絡調整を行うこと。
  - 三 児童及び妊産婦の福祉並びに児童の健全育成に資する支援を行う者の確保、当該支援を行う者が相互の有機的な連携の下で支援を円滑に行うための体制の整備その他の児童及び妊産婦の福祉並びに児童の健全育成に係る支援を促進すること。
  - 四 前三号に掲げるもののほか、児童及び妊産婦の福祉に関し、家庭その他につき、必要な支援を行うこと

### 【母子保健法】

**第二十二条** こども家庭センターは、児童福祉法第十条の二第二項各号に掲げる業務のほか、母性並びに乳児及び幼児の健康の保持及び増進に関する包括的な支援を行うことを目的として、第一号から第四号までに掲げる事業又はこれらの事業に併せて第五号に掲げる事業を行うものとする。

- 一 母性並びに乳児及び幼児の健康の保持及び増進に関する支援に必要な実情の把握を行うこと。
- 二 母子保健に関する各種の相談に応ずること。
- 三 母性並びに乳児及び幼児に対する保健指導を行うこと。
- 四 母性及び児童の保健医療に関する機関との連絡調整並びに第九条の二第二項の支援を行うこと。
- 五 健康診査、助産その他の母子保健に関する事業を行うこと（前各号に掲げる事業を除く。）。



## 統括支援員の要件（資格）等について

---

統括支援員の要件は以下のいずれかに該当する者であり、かつ一体的支援に係る基礎的な事項に関する研修（13頁参照）を受講した者とする。

※研修の受講については、一定の期間内（例えば4月以降3か月間程度の間。統括支援員着任後を含む）に受講してもらうことを想定。

- ① 保健師、社会福祉士、こども家庭ソーシャルワーカー等の母子保健、児童福祉に係る資格（※）を有し、一定の母子保健又は児童福祉分野の実務経験を有する者  
（※）資格の詳細については別紙（10頁参照）
- ② 母子保健機能、児童福祉機能における業務の双方（又はいずれか）において相談支援業務の経験があり、双方の役割に理解のある者。
- ③ その他、市区町村において上記と同等と認めた者。

保健師、社会福祉士、こども家庭ソーシャルワーカー の他

【母子保健機能（旧子育て世代包括支援センター）の母子保健担当職員の資格】

- (1) 保健師
- (2) 助産師
- (3) 看護師
- (4) ソーシャルワーカー（社会福祉士等）

【困難事例対応職員の資格】

- (1) 社会福祉士
- (2) 精神保健福祉士
- (3) その他の専門職

【子ども家庭支援員の資格等】

- (1) 都道府県知事の指定する児童福祉司若しくは児童福祉施設の職員を養成する学校その他の施設を卒業し、又は都道府県知事の指定する講習会の課程を修了した者
- (2) 学校教育法（昭和22年法律第26号）に基づく大学又は旧大学令（大正7年勅令第388号）に基づく大学において、心理学、教育学若しくは社会学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者であって、厚生労働省令で定める施設において1年以上児童その他の者の福祉に関する相談に応じ、助言、指導その他の援助を行う業務（以下「相談援助業務」という。）に従事したもの
- (3) 医師
- (4) 社会福祉士
- (5) 精神保健福祉士
- (6) 公認心理師
- (7) 社会福祉主事として2年以上児童福祉事業に従事した者であって、厚生労働大臣が定める講習会の課程を修了したもの
- (8) 学校教育法による大学において、心理学、教育学若しくは社会学を専修する学科又はこれらに相当する課程において優秀な成績で単位を修得したことにより、同法第102条第2項の規定により大学院への入学を認められた者であって、指定施設において1年以上相談援助業務に従事したもの
- (9) 学校教育法による大学院において、心理学、教育学若しくは社会学を専攻する研究科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者であって、指定施設において1年以上相談援助業務に従事したもの
- (10) 外国の大学において、心理学、教育学若しくは社会学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者であって、指定施設において1年以上相談援助業務に従事したもの
- (11) 社会福祉士となる資格を有する者（（5）に規定する者を除く。）
- (12) 精神保健福祉士となる資格を有する者（（6）に規定する者を除く。）
- (13) 保健師
- (14) 助産師

- (15) 看護師
- (16) 保育士
- (17) 教育職員免許法（昭和24年法律第147号）に規定する普通免許状を有する者
- (18) 社会福祉主事たる資格を得た後の次に掲げる期間の合計が2年以上である者であって、厚生労働大臣が定める講習会の課程を修了したもの
  - ① 社会福祉主事として児童福祉事業に従事した期間
  - ② 児童相談所の所員として勤務した期間
- (19) 社会福祉主事たる資格を得た後3年以上児童福祉事業に従事した者（（19）に規定する者を除く。）
- (20) 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和23年厚生省令第63号）第21条第6項に規定する児童指導員

【虐待対応専門員の資格等】

- (1) 都道府県知事の指定する児童福祉司若しくは児童福祉施設の職員を養成する学校その他の施設を卒業し、又は都道府県知事の指定する講習会の課程を修了した者
- (2) 学校教育法（昭和22年法律第26号）に基づく大学又は旧大学令（大正7年勅令第388号）に基づく大学において、心理学、教育学若しくは社会学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者であって、厚生労働省令で定める施設において1年以上児童その他の者の福祉に関する相談に応じ、助言、指導その他の援助を行う業務（以下「相談援助業務」という。）に従事したもの
- (3) 医師
- (4) 社会福祉士
- (5) 精神保健福祉士
- (6) 公認心理師
- (7) 社会福祉主事として2年以上児童福祉事業に従事した者であって、厚生労働大臣が定める講習会の課程を修了したもの
- (8) 学校教育法による大学において、心理学、教育学若しくは社会学を専修する学科又はこれらに相当する課程において優秀な成績で単位を修得したことにより、同法第102条第2項の規定により大学院への入学を認められた者であって、指定施設において1年以上相談援助業務に従事したもの
- (9) 学校教育法による大学院において、心理学、教育学若しくは社会学を専攻する研究科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者であって、指定施設において1年以上相談援助業務に従事したもの
- (10) 外国の大学において、心理学、教育学若しくは社会学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者であって、指定施設において1年以上相談援助業務に従事したもの
- (11) 社会福祉士となる資格を有する者（（5）に規定する者を除く。）
- (12) 精神保健福祉士となる資格を有する者（（6）に規定する者を除く。）
- (13) 保健師
- (14) 助産師
- (15) 看護師

- (16) 保育士であって、指定施設において2年以上相談援助業務に従事したものであり、かつ、指定講習会の課程を修了したもの
- (17) 教育職員免許法（昭和24年法律第147号）に規定する普通免許状を有する者
- (18) 社会福祉主事たる資格を得た後の次に掲げる期間の合計が2年以上である者であって、厚生労働大臣が定める講習会の課程を修了したもの
  - ① 社会福祉主事として児童福祉事業に従事した期間
  - ② 児童相談所の所員として勤務した期間
- (19) 社会福祉主事たる資格を得た後3年以上児童福祉事業に従事した者（（19）に規定する者を除く。）
- (20) 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和23年厚生省令第63号）第21条第6項に規定する児童指導員

【心理担当支援員の資格等】

- (1) 公認心理師
- (2) 大学や大学院において、心理学を専修する学科又はこれに相当する課程を修めて卒業した者等

# 統括支援員の要件となる「一体的支援に係る基礎的な事項に関する研修」について

## 【基礎研修（オンデマンド）】

こども家庭センター設置の目的や意義・業務内容、統括支援員の役割等について学ぶ研修（数日程度を想定）。

※令和5年度「統括支援員の育成に関する調査研究」により、研修コンテンツ例を作成予定。

※虐待・思春期問題情報研修センター事業において、上記研修コンテンツ例を活用した研修（オンデマンドによるオンライン研修教材の配信）を検討。

※研修の受講については、一定の期間内（例えば4月以降3か月間程度の間）に受講してもらうことを想定。

## <その他、統括支援員の資質向上のために受講することが望ましい研修>

### 【実務研修Ⅰ】

統括支援員として必要と見込まれる内容（統括支援員としての具体的なマネジメントスキルが期待される事例に対する演習等）について、演習型の研修を都道府県において実施を検討（※1）していただき、市町村の統括支援員に対して研修受講を促すことが望ましい。

※1 虐待・思春期問題情報研修センター事業（子どもの虹情報研修センター・西日本こども研修センターあかし）において、都道府県としての研修担当者（都道府県内の研修の講師・ファシリテーターを務める実務者（管内の市町村の代表的な統括支援員等）及び研修企画担当者）が参加する「指導者養成研修」の実施を検討。

※2 都道府県としての研修の実施にあたっては「児童虐待防止対策研修事業」による補助金の活用が可能。

※3 都道府県における研修方法例は、令和5年度「統括支援員の育成に関する調査研究」により検討予定。

### 【実務研修Ⅱ】

統括支援員の更なる質の向上を図るため、年1回程度、各市区町村の統括支援員がお互いのスキルアップのための業務上の困りごとの共有や情報交換の場を設けることも有効である。

※実施は都道府県において検討いただくことを想定。なお、実施にあたっては「児童虐待防止対策研修事業」による補助金の活用が可能。

# こども家庭センターに係る財政支援の考え方

## 財政支援の考え方

子育て世代包括支援センター（母子保健）と子ども家庭総合支援拠点（児童福祉）の設立の意義や機能は維持したうえで、一体的な相談支援を行うことから、

- ① こども家庭センターの要件（7頁）を満たす施設については、統括支援員の配置に係る国庫補助を行うとともに、
- ② 当面（令和8年度末までを想定）はこども家庭センターの要件（7頁）を満たすか否かに関わらず、現行の子育て世代包括センターに求めている人員配置基準等を満たす施設を設置している場合には現行の同センターと同程度の水準の国庫補助を、現行の子ども家庭総合支援拠点に求めている人員配置基準等を満たす施設を設置している場合には現行の同拠点と同水準の国庫補助を、それぞれ行う（令和9年度以降についてはこども家庭センターの創設の意義などに鑑み、こども家庭センターの要件（7頁）を満たす場合のみ国庫補助を行うこととする方向で検討）ことを検討。

## ○運営費に係る財政支援

現 ↓	行：安心こども基金	負担割合	国：2／3、都道府県：1／6、市町村：1／6
	利用者支援事業（母子保健型）	負担割合	国：2／3、都道府県：1／6、市町村：1／6
	児童虐待防止対策等総合支援事業	負担割合	国：1／2、都道府県：0、市町村：1／2

令和6年度：子ども・子育て支援事業として財政支援することを検討中。  
実施主体 市区町村 ※負担割合については年末に向け検討。

### ①統括支援員の配置

統括支援員の配置に必要な費用を補助。

なお、小規模自治体など専任の統括支援員を配置しない場合であっても、一体的運営を行うためセンター長が統括支援員を兼務する場合には統括支援員への補助を行うことを検討。

また、現行の安心こども基金では補助対象外である児童人口1万人未満の自治体についても、補助対象とすることを検討。

- ・現行の安心こども基金による母子保健・児童福祉一体的相談支援機関運営事業による補助と同程度の水準を検討。

(参考)

○母子保健・児童福祉一体的相談支援機関運営事業（安心こども基金） 6,324千円（令和6年度想定単価）

# こども家庭センターに係る財政支援の考え方

## ②母子保健機能、児童福祉機能の運営費

当面（令和8年度末までを想定）はこども家庭センターの要件（7頁）を満たすか否かに関わらず、現行の子育て世代包括センターに求めている人員配置基準等を満たす施設を設置している場合には、現行の同センターと同程度の水準の国庫補助を設置力所数に応じて行い、現行の子ども家庭総合支援拠点に求めている人員配置基準等を満たす施設を設置している場合には、現行の同拠点と同水準の国庫補助を設置力所数に応じて行う（令和9年度以降についてはこども家庭センターの創設の意義などに鑑み、こども家庭センターの要件（7頁）を満たす場合のみ国庫補助を行うこととする方向で検討）

例1：こども家庭センターの要件（7頁）を満たしている場合において、①統括支援員を配置している、②母子保健機能は国庫補助上の人員配置を満たしている、③児童福祉機能は国庫補助上の人員配置を満たしていない場合

→ ①統括支援員及び②母子保健機能分について国庫補助を行う（③は補助対象外）。

例2：こども家庭センターの要件（7頁）を満たしていない場合において、②母子保健機能は国庫補助上の人員配置を満たしている、③児童福祉機能は国庫補助上の人員配置を満たしていない場合

→ 令和8年度末までは、②母子保健機能分について国庫補助を行う（令和9年度以降はこども家庭センターの要件を満たす場合のみ国庫補助を行う）

・ 現行の子育て世代包括支援センター及び子ども家庭総合支援拠点の運営費補助と同程度の水準を検討

(参考) <現行の補助>

○子育て世代包括支援センター（利用者支援事業（母子保健型））

①保健師等専門職員及び困難事例等に対応する職員を専任により配置する場合	1か所当たり	14,331,000円
②保健師等専門職員及び困難事例等に対応する職員を兼任により配置する場合	1か所当たり	6,994,000円
③保健師等専門職員を専任、困難事例等に対応する職員を兼任により配置する場合	1か所当たり	11,834,000円
④保健師等専門職員を兼任、困難事例等に対応する職員を専任により配置する場合	1か所当たり	9,491,000円
⑤保健師等専門職員のみを専任により配置する場合	1か所当たり	9,337,000円
⑥保健師等専門職員のみを兼任により配置する場合	1か所当たり	4,497,000円

その他加算あり

○子ども家庭総合支援拠点（児童虐待防止対策総合支援事業）

小規模A型	3,769千円	
小規模B型	9,623千円	(虐待対応専門員の上乗せ配置)
小規模C型	15,980千円	最低配置人員を満たすための上乗せ配置単価
中規模型	21,350千円	2,715千円×配置人数
大規模型	39,619千円	

その他加算あり

# こども家庭センターに係る財政支援の考え方

## <現行の配置基準>

### ○母子保健機能

- (1) 保健師、助産師、看護師及びソーシャルワーカーを1名以上
- (2) 困難事例へ対応するため、社会福祉士、精神保健福祉士等の専門職を1名以上（令和7年度末までに配置を目指す）
- (3) 利用者支援専門員を1名以上（地域の実情等により配置しないことも可）
- (4) 補助者（任意）

### ○児童福祉機能

類 型	児童人口規模 (人口規模)	子ども家庭支援員	心理担当支援員	虐待対応専門員 (※1)
小規模A型	児童人口:概ね0.9万人未満 人口:約5.6万人未満	常時2名(※2)	—	—
小規模B型	児童人口:概ね0.9万人以上 1.8万人未満 人口:約5.6万人以上約11.3万人未満	常時2名	—	常時1名
小規模C型	児童人口:概ね1.8万人以上 2.7万人未満 人口:約11.3万人以上約17万人未満	常時2名	—	常時2名
中規模型	児童人口:概ね2.7万人以上 7.2万人未満 人口:約17万人以上約45万人未満	常時3名	常時1名	常時2名
大規模型	児童人口:概ね7.2万人以上 人口:約45万人以上	常時5名	常時2名	常時4名

※1 左記の配置に加え、児童虐待相談対応件数に応じて虐待対応専門員を上乗せ配置する。

※2 人口5万人未満の市町村においては、子育て世代包括支援センターと子ども家庭総合支援拠点を兼務する常勤職員がいる場合には、常時1名体制可。



# こども家庭センターに係る財政支援の考え方

## ③サポートプラン作成、地域資源の開拓等に必要な経費

サポートプランを作成することとされたことを踏まえ、サポートプラン作成件数に応じた支援員の加配や、地域資源の開拓に必要なコーディネーターの配置に係る経費の補助を検討。

- ・サポートプラン作成件数に応じた支援員の追加配置に必要な経費  
(委託により実施する場合は常勤職員、直営の場合は非常勤職員の単価を想定)
- ・地域資源開拓に必要なコーディネーターの配置に必要な経費  
(委託により実施する場合は常勤職員、直営の場合は非常勤職員の単価を想定)
- ・制度施行円滑導入経費(家庭支援ニーズ等実態調査や関係機関会議に係る費用)

(参考)

○虐待対応専門員の加算(児童虐待防止対策等総合支援事業費補助金) 常勤職員単価 5,646千円 非常勤職員単価 2,715千円

## ○施設整備に係る財政支援

現	行：安心こども基金	負担割合	国：9/10、都道府県：0、市町村：1/10
	次世代育成支援対策施設整備交付金	負担割合	国：1/2相当



令和6年度：次世代育成支援対策施設整備交付金として財政支援することを検討中。  
実施主体 市区町村 ※負担割合については年末に向け検討。

- ・現行の安心こども基金、次世代育成支援対策施設整備交付金による補助の考え方を基に検討。  
(参考)

<現行の補助>

○母子保健・児童福祉一体的相談支援機関整備事業(安心こども基金)	18,992千円
○母子保健機能(利用者支援事業所)(次世代育成支援対策施設整備交付金)	9,496千円
○児童福祉機能(市区町村子ども家庭総合支援拠点)(次世代育成支援対策施設整備交付金)	9,496千円

# こども家庭センターの類型（例示）

※場所の統一は必ずしも求めないが、母子保健と児童福祉の一体的な支援の提供のため、センター長をトップとした指揮命令システムを確立することが必要。

全ての妊産婦、子育て世帯、こどもへ一体的の相談支援を行うための職員体制を十分に整備した上で、1か所に集約するか分散して設置するかは、地理的条件、従来の子育て世代包括支援センターや子ども家庭総合支援拠点の設置状況等の地域の実情を踏まえて適切に判断していただくことが可能。

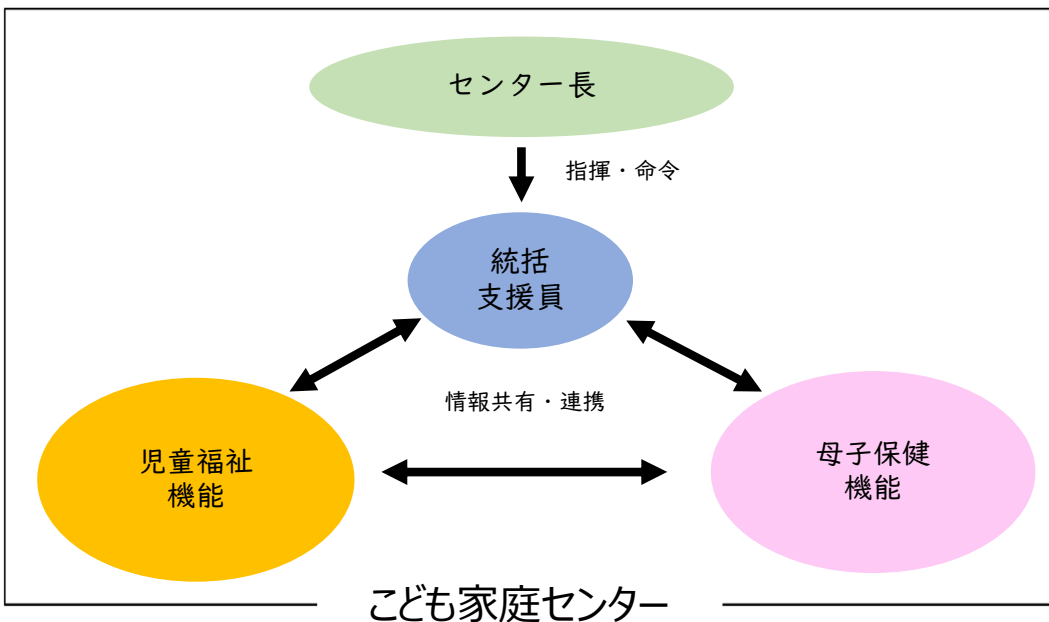
なお、補助金については類型ごとに変わるものではなく、基準を満たしている機能ごとに交付される。詳しくは15頁のとおり。

## A市

市内に1か所のセンターを設置。センターにおいて、母子保健機能の担当者と児童福祉機能の担当者が連携し、統括支援員を中心とした一体的支援を実施。

こども家庭センター1か所の設置（母子保健機能の施設が1か所、児童福祉機能の施設が1か所）のパターン

人員配置基準を満たす場合、統括支援員1名分、児童福祉機能（旧子ども家庭総合支援拠点）1か所分、母子保健機能（旧子育て世代包括支援センター）1か所分が交付される。

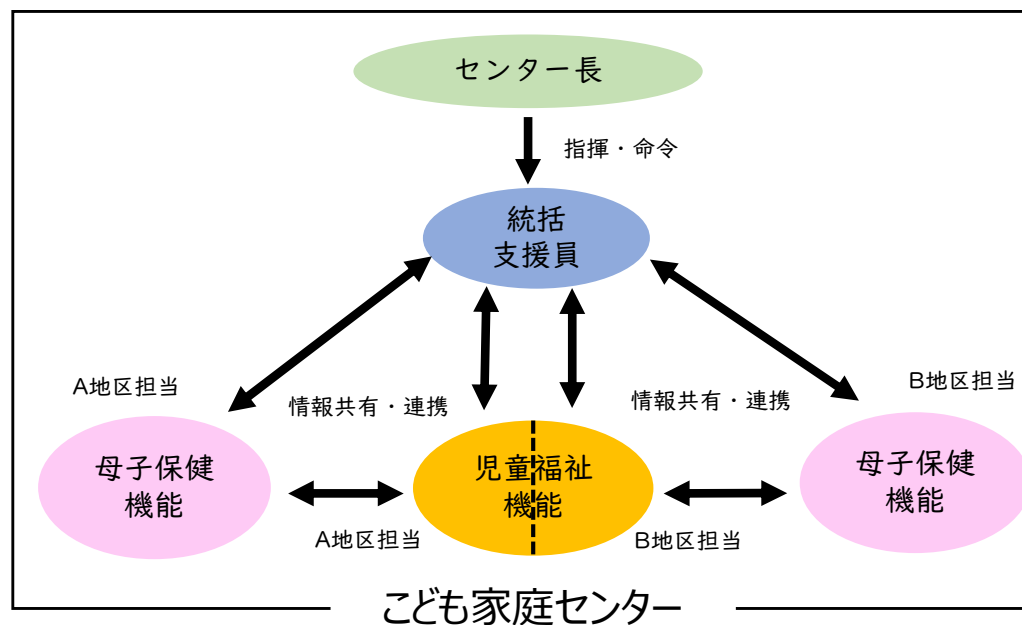


## B市

市内に1か所のセンターを設置。児童福祉機能はA地区とB地区の圏域の担当者ごとに、母子保健機能の担当者と連携し、統括支援員を中心とした一体的支援を実施。

こども家庭センター1か所の設置（母子保健機能の施設が2か所、児童福祉機能の施設が1か所）のパターン

人員配置基準を満たす場合、統括支援員1名分、児童福祉機能（旧子ども家庭総合支援拠点）1か所分、母子保健機能（旧子育て世代包括支援センター）2か所分が交付される。



# こども家庭センターの類型 (例示)

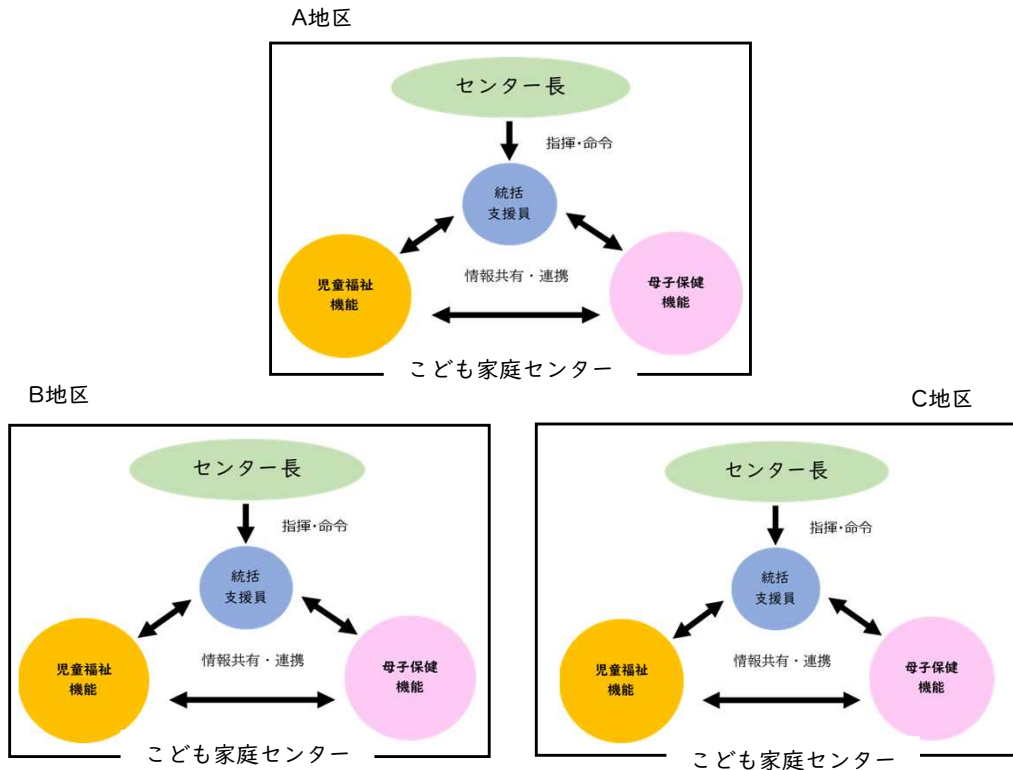
※場所の統一は必ずしも求めないが、母子保健と児童福祉の一体的な支援の提供のため、センター長をトップとした指揮命令系統を確立することが必要。

## C市

市内に3か所のセンターを設置。それぞれのセンターにおいて、母子保健機能の担当者と児童福祉機能の担当者が連携し、統括支援員を中心とした一体的支援を実施。

こども家庭センター3か所の設置（母子保健機能の施設が3か所、児童福祉機能の施設が3か所）のパターン

人員配置基準を満たす場合、統括支援員3名分、児童福祉機能（旧子ども家庭総合支援拠点）3か所分、母子保健機能（旧子育て世代包括支援センター）3か所分が交付される。

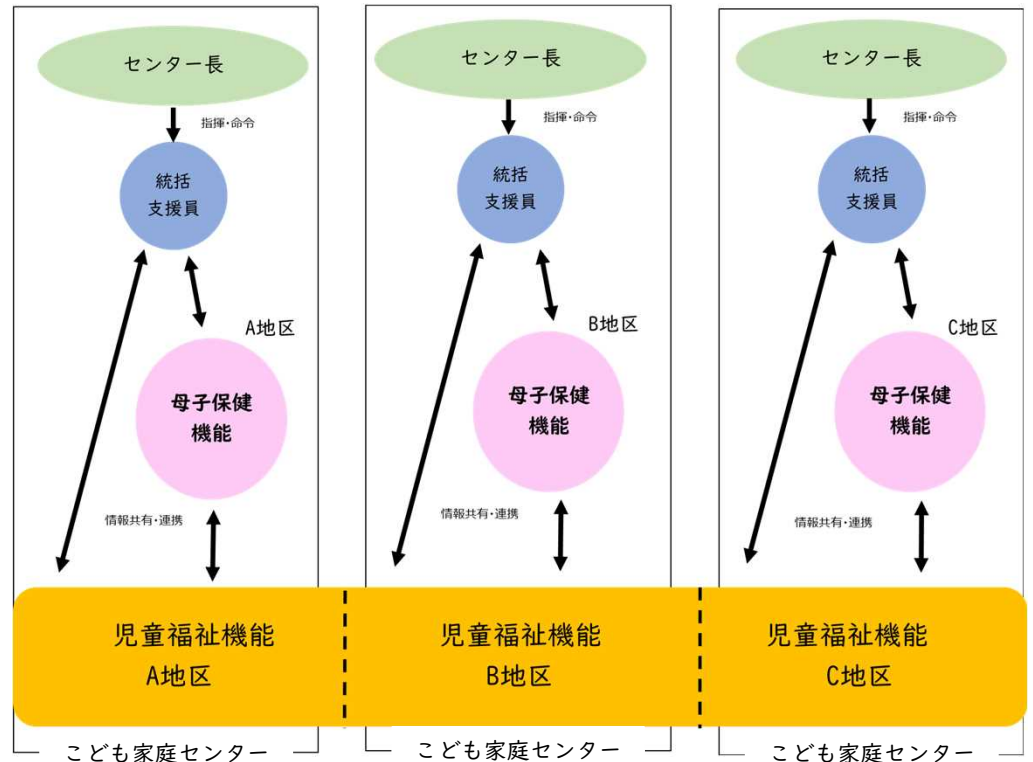


## D市

市内に3か所のセンターを設置。児童福祉機能はA地区、B地区、C地区の圏域の担当者ごとに、母子保健機能の担当者と連携し、各圏域を担当するセンターの統括支援員を中心とした一体的支援を実施。

こども家庭センター3か所の設置（母子保健機能の施設が3か所、児童福祉機能の施設が1か所）のパターン

人員配置基準を満たす場合、統括支援員3名分、児童福祉機能（旧子ども家庭総合支援拠点）1か所分、母子保健機能（旧子育て世代包括支援センター）3か所分が交付される。



## 趣旨・目的

先進的に一体的相談支援体制の整備を行う自治体に対して、**どのような手法で一体的相談支援体制を構築しているのか、その過程や効果、課題などの事例を収集し横展開**するとともに、先進的な取組も取り入れながら**こども家庭センターの業務の指針となる市町村子ども家庭指針（ガイドライン）を作成**する。

## 検討事項

- ・ 一体的相談支援体制の事例収集
- ・ 市町村子ども家庭支援指針（ガイドライン）の改正（案）検討

## スケジュール案

- ・ R5.9月～ 自治体へアンケート調査実施
- ・ R5.10月下旬～ 自治体へヒアリング実施
- ・ **R5.12月上旬～ 自治体へガイドライン（案）意見照会**
- ・ R6.3月上旬～ 自治体へガイドライン発出

## 検討委員会の構成

※敬称略、五十音順、◎は座長

氏名	所属・役職
上野 昌江	四天王寺大学 看護学部 教授
◎柏女 霊峰	淑徳大学 総合福祉学部 社会福祉学科 特任教授
川松 亮	明星大学 人文学部福祉実践学科 教授
佐藤 拓代	公益社団法人 母子保健推進会議 会長
佐藤 まゆみ	淑徳大学短期大学部 こども学科 教授
藤林 武史	西日本こども研修センター あかし センター長
増沢 高	子どもの虹情報研修センター 副センター長兼研究部長
牧戸 貞	桑名市子ども総合センター センター長
八木 安理子	同志社大学心理学部 客員教授
三橋 静香	横浜市こども青少年局こども福祉部保健部こどもの権利擁護課 児童虐待・DV対策係長

## 趣旨・目的

こども家庭センターにおいて、母子保健機能と児童福祉機能をつなぐための統括支援員は、一体的かつ切れ目のない相談支援体制を構築するにあたり非常に重要な役割を担うことから、その役割を十分に理解して業務を行う必要がある。

また、母子保健と児童福祉の異なる専門領域を束ね、双方の支援を一体的に行うための助言やマネジメントを行う能力が必要であると想定される。

こうしたことを踏まえ、**統括支援員が果たすべき役割や求められる専門性等を整理し、統括支援員の育成及び資質の向上のための研修について検討を行う。**

## 検討事項

- ・ 統括支援員が果たすべき役割や求められる専門性等を整理
- ・ 統括支援員の育成等のための研修等の検討

## スケジュール案

- ・ R5.9月～ 自治体へアンケート調査実施
- ・ R5.10月上中旬～ 自治体へヒアリング実施
- ・ R6.3月
  - ・ 基礎研修に係る研修コンテンツ例作成完了
  - ・ 実務研修に係る方法例を作成完了

## 検討委員会の構成

※敬称略、五十音順、◎は座長

氏名	所属・役職
上野 昌江	四天王寺大学 看護学部 教授
◎柏女 霊峰	淑徳大学 総合福祉学部 社会福祉学科 特任教授
川松 亮	明星大学 人文学部福祉実践学科 教授
佐藤 拓代	公益社団法人 母子保健推進会議 会長
佐藤 まゆみ	淑徳大学短期大学部 こども学科 教授
藤林 武史	西日本こども研修センター あかしセンター長
増沢 高	子どもの虹情報研修センター 副センター長兼研究部長
牧戸 貞	桑名市子ども総合センター センター長
八木 安理子	同志社大学心理学部 客員教授
奥津 秀子	横浜市港区福祉保健センター こども家庭支援課長

## 1 「こども家庭センターのガイドライン」について

- 当該ガイドラインとして、「市町村子ども家庭支援指針（ガイドライン）」を改正し、こども家庭センターにおける母子保健機能と児童福祉機能の一体的相談体制の具体的運用等について盛り込む予定。令和5年12月頃に自治体に素案をお示しし、意見照会を行った上で、令和6年3月に確定版を通知する予定。  
※なお、「こども家庭センターのガイドライン」はあくまで効果的な支援を行っていくための参考としてお示しするものであり、母子保健と児童福祉の一体的な支援に向けた体制の構築の検討を進めている自治体については、本ガイドラインを待つことなく、地域の実情等に応じ、より効果的な方法へ創意工夫していただいで構わない。

## 2 サポートプランについて

- サポートプランについては、上記ガイドラインにその運用等についてお示しする予定。
- 現時点における検討に当たっては、令和4年度「こども家庭センター及びサポートプランについての調査研究報告書」を参考としてください。
  - ・ 母子保健の観点のみから支援が必要な対象者（母子並びに乳児及び幼児の心身の状態に応じ、健康の保持及び増進に関する支援を必要とする者（改正母子保健法第9条の2第2項））へ作成するサポートプランは、現行の子育て世代包括支援センターで作成の「支援プラン」と同様。
  - ・ 記載の内容については報告書内の様式イメージ（資料27～29）を参考としてください。なお、様式についてはこどもの年齢等に応じて自治体で自由に変更が可能。
  - ・ 相談関係ができていない場合や自ら抱える課題を認識することが困難であるなど、サポートプランの作成や手交が難しい場合には、信頼関係の構築に向けた働きかけを行い、可能な限り当事者のニーズ把握を行い、内部での支援計画（支援方針）に反映する。
  - ・ 支援を拒否する場合やサポートプランの作成・手交が困難な状態が一定期間継続した場合、必要に応じて、利用勧奨・措置、児童相談所への送致などについて、センター内部や要対協個別ケース検討会議において協議する。

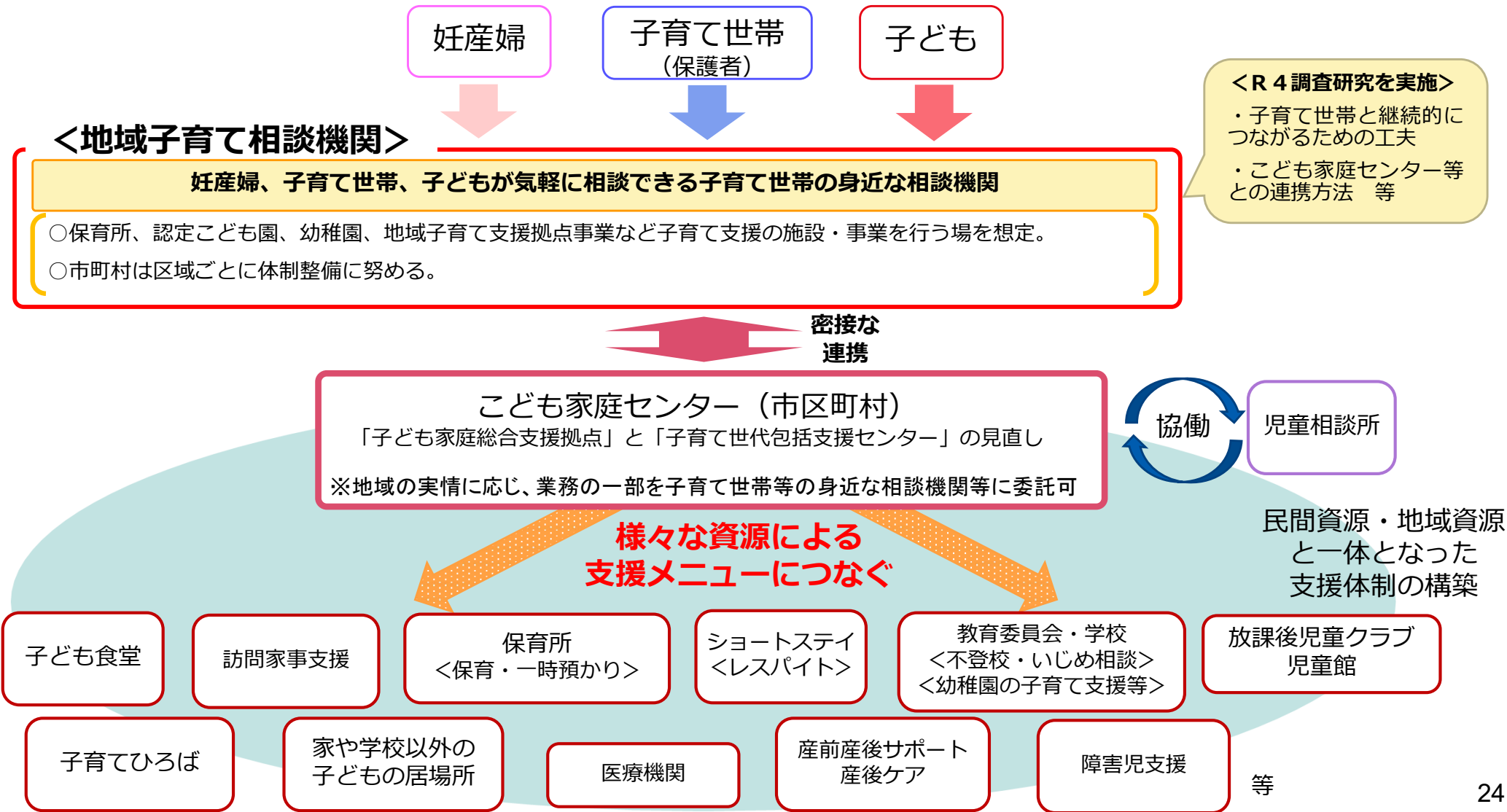
## 3 「設置要綱」について

- 財政支援のための設置要綱を令和6年3月に通知する予定。

# 地域子育て相談機関

# 地域子育て相談機関

- 地域子育て相談機関は、相談の敷居が低く、物理的にも近距離にあり、能動的な状況確認等による「**子育て世帯と継続につながるための工夫**」を行う**相談機関**。その整備により、**子育て家庭との接点を増やし、子どもの状況把握の機会を増やすことを趣旨**。
- 特に、子育て家庭の中には、行政機関であるこども家庭センターには直接相談しにくいと感じる家庭もあり得ることから、地域子育て相談機関が、**こども家庭センターを補完し、その「目となり、耳となる」**ことを想定しており、法律上、こども家庭センターと連携・調整を行うこととなっている。
- 市町村において、社会的条件や子育て関係施設の整備の状況等を総合的に勘案して定める区域ごとに整備。



**<R4 調査研究を実施>**

- ・子育て世帯と継続的につながるための工夫
- ・こども家庭センター等との連携方法 等



# 身近な相談先としての利用者支援事業（基本型）及び地域子育て支援拠点事業等のあり方に関する調査研究

## 趣 旨

- 令和4年6月に成立した改正児童福祉法（令和6年度施行）により、子育て世帯に対する包括的な支援のための体制強化に向けて、こども家庭センターの設置が努力義務とされるとともに、身近な相談先として「地域子育て相談機関」が創設され、物理的・心理的ハードルを軽減しつつ、すべての子育て世帯と継続的なつながりを持ちながら、必要に応じてこども家庭センターとの連携・つなぎを行うこととされたことを踏まえ、**地域子育て相談機関として規定すべき機能・役割や想定される担い手、創設数など具体的な制度構想について検討する**ことを本調査研究を行った。

## 検討事項

### 地域子育て相談機関の機能・運用案

- 担い手・区域
- 地域のすべての子育て世帯への情報発信・情報提供
- 子育て世帯とつながる工夫
- 継続的なつながりの構築・維持
- 行政や関係機関との連携

## 調査研究実施主体

株式会社 野村総合研究所

〒100-0004 東京都千代田区大手町1-9-2

## 委 員

座長	伊藤 篤	甲南女子大学人間科学部総合こども学科教授
委員	倉石 哲也	武庫川女子大学文学部 心理・社会福祉学科 教授
	新澤 拓治	社会福祉法人雲柱社 事業サポート本部
	田形 春美	石川県健康福祉部少子化対策監室子育て支援課 課長補佐
	中條 美奈子	NPO法人子育てひろば全国連絡協議会 理事
	灰谷 和代	静岡福祉大学子ども学部 子ども学科 准教授
	橋本 真紀	関西学院大学教育学部教育学科 教授
	大和 忠広	社会福祉法人 全国社会福祉協議会 全国保育協議会 副会長

# 身近な相談先としての利用者支援事業（基本型）及び地域子育て支援拠点事業等のあり方に関する調査研究報告書 概要

令和6年度より新たに創設される地域子育て相談機関として果たすべき役割に合致した好取組事例の収集・実態とのギャップ分析から、今後のかかりつけ相談機関の機能等のあり方を検討した。その概要は以下のとおりである。

## ① 担い手・区域について

- 子育て支援に関わる施設（既存の地域子育て支援拠点・利用者支援事業実施施設、保育所、認定こども園、幼稚園、児童館等）のうち、**相談体制の整備やこども家庭センターとの連携体制の構築**を要件とする。
- 中学校区を目安に区域設定することを原則**としつつ、地域の実情に合わせて一定の柔軟性を持たせることとする。
- 住民からの子育てに関する相談に応じ、必要な助言を行うとともに、必要に応じ、こども家庭センターと連絡調整を行うこととされていることから、連絡調整の前提となる相談記録の作成や保管ができる体制が必要となる。

## ② 情報発信・情報提供

- 市区町村では、住民に対し、地域子育て相談機関について広く発信するための情報基盤を整備し、また地域子育て相談機関の名称、所在地、開設日、対象者等の情報を発信する。
- 市区町村では、単にアクセス可能な情報発信基盤を整えるだけでなく、**他のポピュレーションアプローチ的性質を持つ事業と連動**して、地域子育て相談機関に関する情報を届けることが望ましいと考えられる。
- 地域に知り合いの少ない方や孤立のおそれのある子育て世帯は、行政の発信する情報へのアクセスが困難であることも多いことから、市町村や地域子育て機関からの**能動的な情報発信・情報提供**を含め、手段・方法について十分な配慮が必要である。

## ③ 子育て世帯とつながる工夫

- 地域子育て支援拠点事業や利用者支援事業で培われてきた「**身近さ**」を生かした**相談や足を運びやすい機関づくり**を行う。
- こども家庭センター等の関係機関と連携しながら、**地域子育て相談機関が能動的に子育て世帯とつながる**よう工夫する。
- 地域子育て相談機関が能動的に子育て世帯とつながる工夫の一例として、地域子育て相談機関の登録がない子育て世帯や、市区町村内の地域子育て相談機関を含む子育て資源へのアクセスが把握できない子育て世帯に対して訪問を行うことや、乳児家庭全戸訪問などの市区町村の他事業と連携し、見守りが必要な子育て世帯の状況を把握したうえで、個別の訪問や連絡、情報提供を行うことなどが考えられる。

## ④ 継続的なつながりの構築・維持

- 子育て世帯が1つ以上の地域子育て相談機関を選択して登録できる仕組み**とする。
- 居住地の区域内の地域子育て相談機関を基本としつつ、**登録する機関やその数は利用者が自由に選択できる**ようにする。
- いわゆる「かかりつけ」の相談機関である趣旨を踏まえ、たとえば母子手帳交付時や出生時等に居住地に応じて各世帯に必ず一つの地域子育て相談機関を設定したうえで、利用者が自由に追加・変更できる仕組みなども考えられる。
- 気がかりな家庭については、利用状況の把握・共有や訪問や連絡、情報提供などの能動的なアプローチによる継続的なつながりの構築が望ましい。

## ⑤ 行政や関係機関との連携

- 地域子育て相談機関と関係機関の間で**相互の情報共有・連携を行い**、気がかりなケースの共有や対応方針の確認を図る。円滑に情報共有できるよう、**市区町村において定期的な情報共有の場を整備**する。
- 地域子育て相談機関では、**情報共有の前提となる相談記録を作成し**、気がかりなケースについては**個人の記録を追跡可能な形で管理**することで、相談内容のみならず利用者の背景や経過が把握できるよう情報提供を行う。
- 市区町村は、**個人情報管理方針について定める**とともに、地域子育て相談機関に対しては**つなぎ後のケース経過も可能な限り情報提供**する。市区町村においては、個人情報の取扱い方針を地域子育て相談機関やその他関係機関に対して提示するとともに、地域子育て相談機関の実施要綱に定めるなど、その遵守を担保する。

# 地域子育て相談機関の運用イメージ（案）

## 【目的】

- 地域子育て相談機関は、相談の敷居が低く、物理的にも近距離にある相談機関を整備し、子育て世帯との接点を増やすことにより、子育て世帯の不安解消や状況把握の機会を増加することを目的としたものであり、子育て家庭の中には、行政機関であるこども家庭センターには直接相談しにくいと感じる家庭もあり得ることから及び身近な相談機関が、こども家庭センターを補完するなどの目的のために地域子育て相談機関の整備の推進を図る。

## 【実施主体】

- 実施主体は、市町村（一部事務組合及び広域連合を含む。）とする。なお、市町村が認めた者への委託等を行うことができる。  
地域子育て相談機関の実施場所は、保育所、幼稚園、認定こども園、地域子育て支援拠点事業の実施場所、児童館、その他地域子育て相談機関で行うこととされる相談及び助言を適切に行うことができると市町村長が認める場所とする。

※その他地域子育て相談機関で行うこととされる相談及び助言を適切に行うことができると市町村長が認める場所の例  
児童養護施設や乳児院、障害児入所施設などの児童福祉施設、小児科や産科などの医療機関、公民館や大学、商業施設などであって、地域子育て相談機関の業務を適切に行うことができる場所

## 【設置区域の考え方】

- 地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、子育てに関する施設の整備の状況等を総合的に勘案して定める区域ごとに地域子育て相談機関の整備に努めることとされているが、地域子育て相談機関の趣旨及び目的を踏まえ、中学校区に1カ所を目安に設定することを原則としつつ、地域の実情に応じて整備することが望ましい。

## 【対象】

- 全ての妊産婦及び子どもとその家庭（里親及び養子縁組を含む。）等を対象とする。

## 【業務内容】

- 相談支援
  - ・ 全ての妊産婦及び子どもとその家族から相談に応じ、実情の把握に努め、相談内容や相談者等の状況などに応じて必要な情報の提供や助言、必要な支援につなげる。
  - ・ 必要に応じてより専門的かつ包括的な相談対応等が実施可能であるこども家庭センターに、迅速かつ適切に情報共有・連携し、必要な支援につなげられるようにする
- 子育て世帯に関する情報発信
  - ・ 市町村は、住民に対し、地域子育て相談機関の名称、所在地のほか、開設日と開所時間、対象者、相談方法等も含めた整備状況を発信する。
  - ・ 地域子育て相談機関は、運営主体の特色も活かしつつ、地域の住民に対し、子育て支援に関する情報の提供を行う。

## 【利用者情報の管理】

- 市町村は、地域子育て相談機関に対して、共通の相談記録の様式を提示すること。
- 相談記録の項目としては、相談者名、こどもの名前、こどもの年齢、相談内容、アセスメント、対応内容、対応経過、関係機関への連携に対する相談者の同意の有無を記載することとし、その他各市町村において必要と考えられる項目とする。

## 【職員配置】

- 利用者支援事業実施要綱の4実施方法（1）③イに定める職員を配置することを原則とする。
- ただし、既存施設に委託等を行う場合は、既存施設の職員において本設置要綱の4. 業務内容及び実施体制を満たすことが可能と市町村が認めた場合はこの限りではない。

## 【補助形態及び補助要件（案）】

補助メニューとしては、利用者支援事業の基本型を以下のとおり見直すことを想定。なお、補助金を活用しない形での実施も可能である。

- I型：利用者支援事業（基本型）の要件（※）に加えて開所日数の要件（週5日以上）を設定する予定。
- II型：利用者支援事業（基本型）の要件（※）。
- III型：保育所や地域子育て支援拠点などの既存施設・事業において配置されている職員のみで、基本型の「一体的相談支援機関連携等加算」の要件を満たす場合。

※ 利用者支援事業（基本型）の補助要件：実施要綱に規定する研修要件を満たす専任職員を1事業所1名以上配置、ほか。

## 【補助単価（案）】※現時点の案であり、今後、予算編成過程において変更がありうる。

- I型：1カ所あたり現行の利用者支援事業（基本型）の基本分単価＋一体的相談支援機関連携等加算相当の金額を想定
- II型：1カ所あたりI型とIII型の単価の範囲内で調整予定。
- III型：1カ所あたり現行の一体的相談支援機関連携等加算相当の金額を想定

※ I型については、利用者支援事業（基本型）における夜間加算、休日加算、出張相談支援加算、機能強化のための取組加算、多言語対応加算、特別支援対応加算、多機能型加算の要件を満たした場合、上記に加えて算定することができる。II型についても同様の取扱いとなるよう調整予定。

## 補助のイメージ（案）

- ①利用者支援事業を実施している事業所が、地域子育て相談機関として週5日以上開所（I型の補助要件を満たす日数）する場合

### 【補助形態】 I型

※その他要件を満たした利用者支援事業の加算が算定可能

## 例えば保育所が実施する場合

- ②保育所が、研修要件を満たす専任職員を配置せず、既存職員（主任保育士等）のみで地域子育て相談機関として開所する場合

### 【補助形態】 III型

※保育所としての運営費等の必要な経費は公定価格により給付される。

- ③保育所が、研修要件をみたす専任職員を配置し、地域子育て相談機関として開所する場合（I型の補助要件を下回る場合）

### 【補助形態】 II型

※保育所としての運営費等の必要な経費は公定価格により給付される。

※その他要件を満たした利用者支援事業の加算が算定可能

## 府令委任事項（地域子育て相談機関）

### ○改正後の児童福祉法（抄）

**第十条の三** 市町村は、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、子育てに関する施設の整備の状況等を総合的に勘案して定める区域ごとに、その住民からの子育てに関する相談に応じ、必要な助言を行うことができる地域子育て相談機関（当該区域に所在する保育所、認定こども園、地域子育て支援拠点事業を行う場所その他の内閣府令で定める場所であつて、的確な相談及び助言を行うに足りる体制を有すると市町村が認めるものをいう。以下この条において同じ。）の整備に努めなければならない。

- ② 地域子育て相談機関は、前項の相談及び助言を行うほか、必要に応じ、こども家庭センターと連絡調整を行うとともに、地域の住民に対し、子育て支援に関する情報の提供を行うよう努めなければならない。
- ③ 市町村は、その住民に対し、地域子育て相談機関の名称、所在地その他必要な情報を提供するよう努めなければならない。

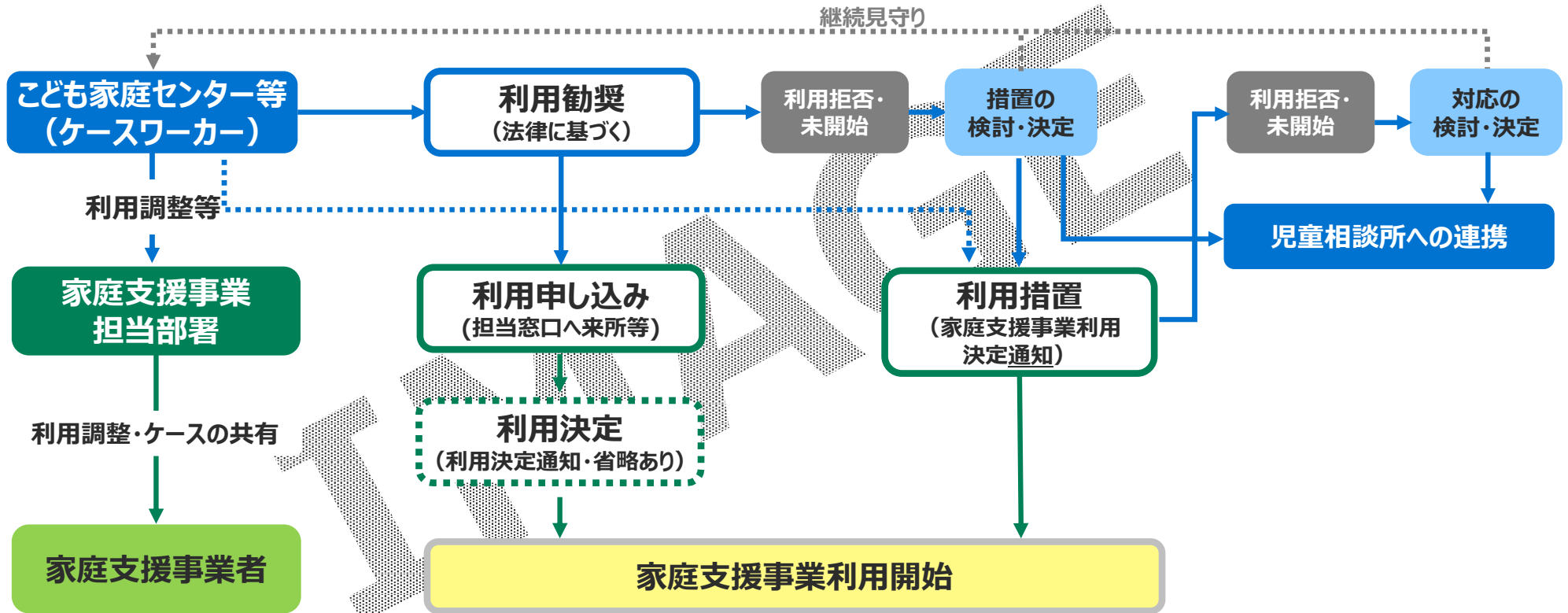
省令の規定ぶり

### ○改正後の児童福祉法施行規則（案）

**第一条の三十九の三** 法第十条の三第一項に規定する内閣府令で定める場所は、次に掲げる場所とする。

- 一 保育所
- 二 幼稚園
- 三 認定こども園
- 四 法第六条の三第六項に規定する地域子育て支援拠点事業を行う場所
- 五 児童館
- 六 前各号に掲げるもののほか、法第十条の三第一項に規定する相談及び助言を適切に行うことができると市町村長が認める場所

# 家庭支援事業の利用勧奨・措置



## 対象者

- 利用勧奨・措置の対象者については、**原則として子ども家庭センター等がアセスメントを行い、サポートプラン等を作成した要支援・要保護児童家庭**を対象とすることが考えられる。
- ただし、要支援・要保護児童家庭ではないものの、支援の必要度が高く、近く要支援児童等となる可能性が非常に高い状態となっている者（※1）についても、サポートプラン等を作成のうえ（※2）対象とすることが考えられる。

※1 市町村の判断に過度なばらつきがでないよう、配慮する必要がある。

※2 速やかに支援が必要と認められる場合は**例外的にサポートプラン等がなくとも利用勧奨や措置につなげていくことを可能とし、**

**その際は、事後的にサポートプランを作成**することを想定する。

## 利用勧奨

- 場面**
- 利用勧奨を実施する場面については、保育の利用勧奨同様、
    - ・ **こども家庭センター等で把握しているケースであって、家庭支援事業による支援の必要が認められる場合の他、**
    - ・ **児童相談所のケースであって、児童相談所から市町村に対し家庭支援事業による支援の必要について相談があった場合等**が考えられる。
- 対応者**
- 利用勧奨においては、**こども家庭センター等の利用勧奨の決定をした部署（の職員）が行うこととしたうえで、利用者への通知あるいは通告については、こども家庭センター等のケースワーカーのほか、対象者との関係性が構築できている関係機関の同席の下、実施することも有効**と考えられる。

## 利用措置

- 場面**
- 利用措置を実施する場面については、
    - ・ 利用勧奨を実施したにもかかわらず、**①対象者の心境の変化が見られず、②支援の利用を明確に拒絶しているものではない場合**に実施する他、
    - ・ **児童相談所から市町村へ指導委託・送致等されるケース**であって、家庭支援事業による支援の必要が認められる場合に、委託・送致に際して実施すること等が考えられる。
- 対応者**
- 利用措置は行政処分となることから、**こども家庭センター等が決定し、家庭支援事業担当部署が文書により通知**する等、市町村が決定・通知することとする。ただし、措置の対象者においては、精神面に障害や疾患を有していることも想定されることから、窓口への来所に限らず、居宅への訪問や同行支援を行う等配慮したうえで、**対面において丁寧な説明を行う**ことが考えられる。また、その場合の対応者については、利用勧奨と同様と考えられる。



## 留意事項

### 【支援対象者への働きかけ】

- 支援対象者との信頼関係を構築する中で支援の必要性を伝え、支援対象者からの利用申し込みや措置決定後の円滑な利用開始につながるよう、こども家庭センター等や利用予定の家庭支援事業者から働きかけを行うこと。

### 【都道府県や児童相談所との連携】

- **利用勧奨・措置の実施をもって直ちに児童相談所に報告する扱いはしないが、**
  - ・ 都道府県や児童相談所から引き継いだケース（児童家庭センター・市町村指導委託、一時保護解除者、措置解除者、一時保護委託に至らなかった通告児童、等）
  - ・ 利用勧奨や措置に対して保護者から強い拒否反応が示された児童等については、特に支援を必要とするケースが市町村と児童相談所との狭間に落ちることがないように、児童相談所への連携を検討すること。
- なお、児童相談所に円滑につなげる観点からも、**利用勧奨・措置の実施状況等をケース記録等に記録すること。**
- 児童相談所が市町村へケースを引き継ぐ際には、**市町村（子ども家庭センター等）が利用勧奨・措置の必要性を検討できるよう、市町村と家庭支援の必要性を協議すること。**

### 【フォローアップ】

- **家庭支援事業者に対して、家庭支援事業担当部署より対象となるケースについて事前に共有し、確実にこども家庭センター等と連携し、継続的に見守りつつ、支援計画のマネジメント等が行われるよう、体制を整えておくこと。**
- 利用措置については、通常の契約関係の下で利用される家庭支援事業とも異なることに留意し**家庭支援事業者からの定期・随時の情報提供等により、支援の進行状況やニーズの変化について検討した上で、適切にサポートプラン等の見直しを行うよう努めること。**

## 目 的

令和4年改正児童福祉法において、新たに実施されることとなった家庭支援事業（子育て世帯訪問支援事業等）について、市町村は、当該者に必要な事業の利用を勧奨してもなお、やむを得ない事由により当該勧奨及び支援に係る家庭支援事業を利用することが著しく困難であると認めるときは、支援を提供（措置）することができるとしており、この措置にかかる経費について義務的経費とし、家庭支援事業の着実な実施に努める。

## 家庭支援事業の措置の要件

措置の要件については、次の全ての内容に該当する必要がある。なお、行政処分となることから、市町村が決定し、文書により通知すること。

- ① 原則としてこども家庭センター等がアセスメントを行い、サポートプラン等を作成する要支援・要保護児童家庭等であること  
※速やかに措置による支援が必要と認められる場合は、例外的に、事後にサポートプラン等を作成することも可能だが、速やかに作成すること
- ② 利用勧奨を実施したにもかかわらず、疾病その他事情により、支援が必要な者が利用申請を行うことが出来ないと市町村が認めた場合であること
- ③ 支援の利用を明確に拒絶しているものではないと市町村が認めた場合であること

## 措置費単価等

### 【措置費単価】

各事業について、「子ども・子育て支援交付金」をもとに1人当たり1回（日額）相当額を設定する予定

### 【負担割合】

国 1 / 2、都道府県 1 / 4、市区町村 1 / 4

なお、措置の対象者に対しては、原則として費用負担を求めない運用とする予定。

ただし、保護者の経済力や精神状況等を踏まえて、費用負担を求めたとしても以後支援がしにくくなるといった事態が生じないと認められる場合には、法第56条第2項の規定に基づき費用徴収することも検討。 4

# 一時保護施設の設備・運営基準案

## 改正法の概要

- 一時保護施設については、児童養護施設の設備・運営基準を準用しているところであるが、一時保護はこどもにとって不安の大きい状況であり、より手厚い対応が必要となることから、新たに一時保護施設独自の設備・運営基準を策定することとしている。
- この基準は、一時保護施設におけるこどもの状況が様々であり、一律の対応ではなく個々の事情・態様に応じた個別ケアが求められていることを踏まえ、こどもの権利擁護や個別的なケアを推進するための職員配置基準等、一時保護施設の質を担保するための事項について規定することを想定している。
- なお、以下に示す今後のスケジュールや基準案の概要については現時点での案段階のものであり、今後の関係各所との調整や検討状況によって変更となる可能性があるため留意いただきたい。

## 今後のスケジュール

令和6年

- 1月～2月 一時保護施設の設備・運営に関する基準案（府令案） パブリックコメント
- 3月頃 一時保護施設の設備・運営に関する基準府令の公布  
一時保護ガイドライン等の発出
- 4月 一時保護施設の設備・運営に関する基準府令の施行

## 今後自治体をお願いしたい事項

- ・ 児童福祉法等の一部を改正する法律の附則第6条において以下のとおり規定していることから、各自治体においては、府令施行（令和6年4月1日）から一年を超えない期間内において、条例の制定をお願いしたい。

附則第6条 新児童福祉法第十二条の四第一項に規定する一時保護施設に係る同条第二項に規定する基準については、施行日から起算して一年を超えない期間内において同項に規定する都道府県の条例が制定施行されるまでの間は、同条第三項に規定する内閣府令で定める基準をもって、当該都道府県の条例で定められた基準とみなす。

- ・ また、以下に示す基準案について一時保護施設の運営や保護するこどもの処遇に重大な支障がある場合には、9月15日に開催する自治体説明会に関する質問・意見等の提出のスケジュールにあわせて、ご意見を寄せていただくようお願いしたい。

## ※ 基準案概要の文末について

### ★：条例を定めるに当たって従うべき基準

条例の内容を直接的に拘束する、必ず適合しなければならない基準であり、当該基準に従う範囲内で地域の実情に応じた内容を定める条例は許容されるものの、異なる内容を定めることは許されないもの。

### ☆：条例を定めるに当たって参酌すべき基準

地方自治体が十分参酌した結果としてであれば、地域の実情に応じて、異なる内容を定めることが許容されるもの。

## 基準案の概要

### (1) 一時保護施設の第三者評価

- 一時保護施設は、自らその行う業務の質の評価を行うとともに、定期的に外部の者による評価を受けて、それらの結果を公表し、常にその改善を図らなければならない。☆

### (2) 児童の権利擁護等

- 一時保護施設は、職員に対し、その資質の向上のために、一時保護施設に入所している児童の権利の擁護、児童の意見又は意向を尊重した支援の実施その他必要な事項に関する研修の機会を確保しなければならない。☆
- 一時保護施設において一時保護を行うに当たっては、児童の権利、児童の権利を擁護するための仕組み、一時保護を行う理由等について、児童の年齢、発達の状況その他当該児童の事情に応じた説明を行わなければならない。★
- 一時保護施設において、正当な理由なく、児童の権利の制限を行ってはならない。また、やむを得ず児童の権利の制限を行う場合には、その理由について児童に十分に説明し、理解を得るよう努めなければならない。★
- 合理的な理由なく、児童の所持品の持ち込みを禁止してはならない。やむを得ず、持ち込みを禁止せざるを得ない場合には、その理由について児童に十分に説明し、児童の理解を得た上で行うよう努めなければならない。★

### (3) 児童の健康状態の把握

- 入所した児童の健康状態を把握するために、児童の状況等に応じ、医師による診察その他の必要な措置を講じなければならない。☆

## 基準案の概要

### (4) 設備基準

- 児童の居室、相談室、学習等を行う室、食堂（※1）、屋内運動場又は屋外運動場（※2）、調理室、浴室及び便所を設けること。（※3）★
  - ※1 ユニット（入居定員がおおむね六人以下）を整備し、各ユニットにおいて食事を提供する場合を除く。★
  - ※2 一時保護施設の付近に、屋内運動場又は屋外運動場に代わるべき場所がある場合はこの限りではない。★
  - ※3 加えて、児童三十人以上を入所させる一時保護施設には、医務室及び静養室を設けること。☆
- 児童が安全にかつ安心して暮らすことができるよう、ユニットを整備するよう努めなければならない。☆
- 児童の居室の定員は、四人以下とし、その面積は、一人につき四・九五平方メートル以上とすること。ただし、乳幼児のみの居室の定員は、六人以下とし、その面積は、一人につき三・三平方メートル以上とすること。☆（面積に係る部分は★）
- 少年（小学校就学の始期から、満十八歳に達するまでの者）の居室の定員は、一人となるよう努めるとともに、その面積は、八平方メートル以上となるよう努めなければならない。この場合、複数の児童での利用が可能な居室を設け、児童の福祉のためにその居室を利用させることが適当であると認めるときは、当該児童が利用できるよう努めなければならない。☆
- 居室、浴室及び便所を設ける時は、入所する児童の年齢、性別、性的指向及びジェンダーアイデンティティ等に配慮すること。☆
- 施錠等により児童の行動の制限をしてはならない。また、児童の生活の場は、児童のプライバシーの保護に十分に配慮しなければならない。★

## 基準案の概要

### (5) 職員配置基準

- 一時保護施設には、児童指導員、嘱託医、保育士、看護師、個別対応職員、心理療法担当職員、学習指導員（※1）、栄養士及び調理員を置かなければならない。（※2）★

※1 学習指導員は、教育職員免許法に規定する小学校、中学校、義務教育学校、高等学校又は中等教育学校の教諭の免許状を有する者でなければならない。★

※2 学習指導を委託する施設においては学習指導員を、児童十人以下を一時保護する施設においては個別対応職員を、児童四十人以下を一時保護する施設においては栄養士を、調理業務の全部を委託する施設においては調理員を置かないことができる。★

- 児童指導員及び保育士の総数は、満二歳に満たない幼児おおむね一・六人につき一人以上、満二歳以上満三歳に満たない幼児おおむね二人につき一人以上、満三歳以上の児童おおむね三人につき一人以上とする。★

- 心理療法担当職員の数は、児童おおむね十人につき一人以上とする。★

- 学習指導員の数は、児童の人数に応じて適切な数を置くよう努めなければならない。★



## 基準案の概要

### (6) 一時保護施設の管理者、指導教育担当職員

- 都道府県知事は、人格が高潔で識見が高く、一時保護施設を適切に運営する能力を有する者を一時保護施設の管理者として置かなければならない。★
- 一時保護施設には、職員の指導及び教育を行う指導教育担当職員を置かなければならない。★
- 指導教育担当職員は、一時保護施設における業務又は児童相談所における児童の福祉に係る相談援助業務に通算しておおむね五年以上従事した経験を有する者でなければならない。★
- 一時保護施設の管理者は、一時保護施設の定員の数、都道府県における職員の適正な配置等の観点から必要と認められ、かつ、一時保護施設の適切な運営に支障がない場合に限り、指導教育担当職員を兼ねることができる。★
- 一時保護施設の管理者及び指導教育担当職員は、二年に一回以上、一時保護施設の運営に関し必要な知識の習得及びその資質の向上のためのこども家庭庁長官が指定する者が行う研修を受けなければならない。ただし、やむを得ない理由があるときは、この限りでない。☆

## 基準案の概要

### (7) 児童の教育

- 就学している児童については、当該児童の希望に応じ、就学等できるように努めなければならない。☆

### (8) 夜間の職員配置

- 夜間は、ユニットを整備しない場合には、職員二人以上を置かなければならない。ユニットを整備する場合には、各ユニットに職員一人以上を置かなければならない。この場合において、当該職員の数は、二人を下回ることはできない。★
- 児童相談所の開庁時間以外に虐待通告窓口対応を一時保護施設が実施している場合には、上記職員とは別に必要な職員を置くよう努めなければならない。★

### (9) その他運営に関する事項

- 上記のほか、安全計画や業務継続計画の策定、衛生管理、食事、秘密保持、苦情対応等は児童福祉施設の設備・運営基準と同内容のものを規定する。

### (10) 経過措置

- 設備基準については、現に存する一時保護施設（建築中のものを含む）については従前の例によることとする。
- 職員配置基準と夜間の職員配置について、職員の確保等が難しい場合には、施行後2年間は従前の例によることとする。
- 指導教育担当職員について、施行後2年間は、児童福祉司であって、職員の指導及び教育を行うための知識及び経験を有する者として児童相談所長の命を受けた者を指導教育担当職員として置くことができる。

# 親子再統合支援事業 (親子関係再構築支援)

# 保護者支援プログラムのガイドライン策定及び好事例収集のための調査研究 概要

## 趣旨

- 令和4年児童福祉法等改正法により親子再統合支援事業が都道府県等の事業として新たに規定された。  
保護者支援プログラムなどを含む親子再統合支援事業については、親子関係の再構築のために必要となる支援の全体像とその実施に必要な体制等を踏まえた上で、支援メニューの充実や体制強化のために活用を図っていくことが重要である。
- このため、都道府県等が、保護者支援プログラムに限らず、親子関係再構築支援全体を適切に行うために必要となる体制整備のあり方について示す「親子関係再構築のための支援体制強化に関するガイドライン（案）」を作成するため、本調査研究において検討委員会を開催し、検討を行った。

※敬称略、五十音順、◎は座長

## 検討事項

- 親子関係再構築支援の定義・意義
- 親子関係再構築支援の原則
- 親子関係再構築支援のために整備が必要な体制、仕組み
- 児童相談所における親子関係再構築支援の体制強化
- 民間団体との協働による親子関係再構築支援の充実
- 市区町村における支援体制の強化と児童相談所との連携
- 施設、里親との協働による支援

## 検討委員会の構成

氏名	所属・役職
稲葉 史恵	神奈川県中央児童相談所 虐待対策支援課 課長
井上 直子	堺市子ども相談所 参事役
◎上鹿渡 和宏	早稲田大学 人間科学学術院 人間科学部 教授
久保 樹里	花園大学 社会福祉学部 社会福祉学科 准教授
児玉 彩奈	広島県西部こども家庭センター 相談第1課 初期対応係 係長
畠山 由佳子	神戸女子短期大学 幼児教育学科 教授

# 親子関係再構築のための支援体制強化に関するガイドライン（案）概要 （保護者支援プログラムのガイドライン策定及び好事例収集のための調査研究）

## 1. 親子関係再構築支援の定義・意義

### <親子関係再構築支援の定義>

※ 親子関係再統合支援 = 親子関係再構築支援

- こどもと親がその相互の肯定的なつながりを主体的に回復するために、虐待をはじめとする養育上の課題や問題により傷ついた親子関係の修復や再構築に取り組むこと

※ 施設等に入所しているこどもと親を対象とした家庭復帰を唯一の目的とするものではなく、在宅で生活する親子を対象とした支援を含む。

親のいないこどもについても、生い立ちの整理や親族・兄弟などとの関係性の構築、永続的なつながりや養育環境を構築するための支援も含まれる。

### <親子関係再構築支援の意義> ～こどもの回復のために不可欠～

- その意義は「こどもと親がその相互の肯定的なつながりを主体的に回復することを通して、こどもが愛され、大切にされているということを実感しながら、親と子互いの存在や価値を肯定して生きていけるようになる」こと。
- こどもの自尊心や自己肯定感の回復には親子関係再構築支援が必要であり、こどもの将来に大きく影響を及ぼす。こどもと親の双方、それを支える家族・親族や地域を含めて総合的にサポートすることが求められる。
- 「こどもの最善の利益を優先して考慮」という児童相談所の相談援助活動の理念・目的において、親子関係再構築はその根幹をなすもの。

## 2. 親子関係再構築支援の原則

### ①こどもの援助指針等における親子関係再構築

援助指針等（自立支援計画やサポートプランを含む）には、「親との関係性を再構築する」という視点が必ず含まれるべき。

### ②当事者である家族（「こども」と「親」）と一緒に考える

主体は「こども」と「親」。こどもと親が現状をどのように捉え、どのようにしていきたいかを確認し、そのために何が必要なのかと一緒に考える、援助指針等策定のプロセスが重要。

### ③こどもを支える人・機関と連携した援助指針等の策定

祖父母や友人、地域とのつながりなど含めた総合的な支援を行うため、家族を中心におき、支援者・支援機関や各々の役割分担等を十分に確認。

### ④親子関係再構築支援 = 保護者支援プログラムの活用、ではない

親子関係再構築支援は、こどもの回復を目的として、こどもの援助指針の一環として、こども、親、家族、親族等に対して行う総合的な支援。保護者支援プログラムは、支援メニューの1つの選択肢。

## 3. 親子関係再構築支援のために整備が必要な体制・しくみ

### <重層的・複合的・継続的な支援が行える体制構築> ～こどもや親の課題等に応じ、多様な支援メニューと必要に応じ長期的なサポートを～

- 都道府県等が推進役となり、児童相談所による支援のほか、市区町村や関係機関（施設や里親等、児童家庭支援センター、医師や外部の専門家、民間団体等）、自治体内の他部署等を含めた総合的な支援体制を構築する必要。

### <親子関係再構築の視点を含めたアセスメント・援助方針の策定>

- 親子関係再構築の視点からこどもと保護者・家族の抱えるリスクやニーズ、ストレングスをアセスメントし、支援方針・方法をより具体的に記載。

## 親子関係再構築のための支援体制強化に関するガイドライン（案）概要 （保護者支援プログラムのガイドライン策定及び好事例収集のための調査研究）

### 4. 児童相談所における親子関係再構築支援の体制強化

#### <親子関係再構築支援を実施するための児童相談所の組織づくり>

- 親子関係再構築支援はこどもの援助指針の一環であり、当然行うべき支援であることを前提とした組織づくり（専任職員の配置、専門チームの設置、SVによるサポート体制をつくる等、各段階において切れ目のない支援を行えるような組織づくり）が必要。

#### <児童相談所でのノウハウ共有のための研修体系の構築>

- 児童相談所内でノウハウを共有し、組織として蓄積していくための工夫（オンライン研修等の積極的な活用や、講師を招聘した研修実施等）が必要。

#### <多様な主体との「協働」による親子関係再構築支援の実践>

- 市区町村、民間団体、施設・里親等の多様な主体との連携・協働を意識し、援助方針の検討・共有等を行っていくなど、連携・協働のための取組を児童相談所が率先して実践する必要。

#### <児童相談所が行う親子関係再構築支援メニューの充実>

- こどもと親の課題やニーズを踏まえて、アセスメント方法の開発や支援メニューづくりを行い、実践している児童相談所もある。

### 5. 民間との協働による親子関係再構築支援の充実

- **民間団体との協働による支援体制のメリット**：児童相談所に対して拒否感や抵抗感を抱いている親への対応、アセスメントや支援における第三者視点による新たな気づき、民間団体の専門性を生かした支援、児童相談所としてのノウハウ蓄積や職員のスキルアップ  
⇒ 支援の選択肢を増やし、多様な立場からサポートできる体制づくりにつなげる。
- **留意点**：事前のアセスメントを丁寧に行ったうえで必要なプログラムにつなぐ、カンファレンスは合同で実施する、事後の親・こどもの変化等を適切に評価したうえでその後の対応をとるなど、民間団体に任せきりにせず協働による支援を意識 等

### 6. 市区町村における支援体制の強化と児童相談所との連携・協働による支援の充実

- 多くの資源等の調整役である市区町村が担う役割は大。切れ目のない支援に向け、児童相談所から親子のニーズ等について市区町村に適切に情報提供し、サポートプラン策定に反映。プッシュ型（利用勧奨・措置）での支援提供も含め、市区町村とともに支援方針を検討。
- 社会的養育推進計画において、都道府県は親子関係再構築支援の重要性を関係機関に向けて広く啓発するとともに、都道府県として親子関係再構築支援の方針を共有した上で、市区町の体制強化に向けた支援方策を講じる等の主導的役割を発揮することが期待。

### 7. 施設、里親等との協働による支援

- こどもの状況や親の面会等に関する状況等について施設・里親ファミリホーム等からもしっかりと情報収集等を行い、援助指針の策定を含めて、施設・里親等と協働しながら支援を実施する仕組みづくりが重要。
- 家庭復帰の可能性の低い場合は早期に特別養子縁組、養子縁組による永続的な養育を受けられるよう、必要な手続の確認や里親支援機関や養子縁組あっせん事業者との連携等の体制づくりに努める。

親子関係再統合支援事業は、こうした親子関係再構築支援の全体像・プロセスを踏まえ、その支援体制強化に当たって活用

<児童虐待防止等対策総合支援事業費補助金>  
令和6年度概算要求：208億円の内数（208億円の内数）

## 1 事業の目的

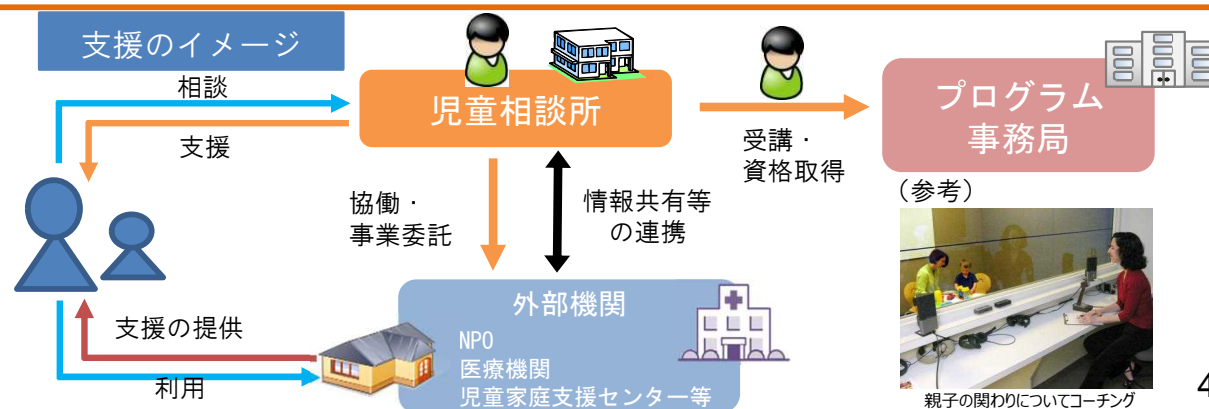
- 令和4年児童福祉法等改正法により親子再統合支援事業が都道府県等の事業として新たに規定された。
- 親子再統合支援（=親子関係再構築支援）は、虐待等により傷ついた親子関係の再構築を図るために、家族の状況や課題等に応じ、こども、親、家族、親族等に対して行われる総合的な支援であり、都道府県等が推進役となり、児童相談所と、市区町村や施設等の関係機関、民間団体等の多様な主体が協働して、重層的・複合的・継続的な支援を行える体制を構築していくことが必要である。
- このため、都道府県等が親子関係再構築支援全体を適切に行えるよう、支援メニューの充実や支援体制の強化を図るための新たな補助を創設する。（現在の統合補助金「保護者指導・カウンセリング強化事業」について必要なメニューは維持した上で再編・拡充）

## 2 事業の概要

- 親子関係再構築支援員の配置**：現行の保護者指導支援員（児童心理司と同等程度の知識を持つ者）から変更。児相あたりの人数も増加（1→2名分）親子関係の再構築のために必要となる総合的な支援を提供していくためには、児童相談所が多様な主体（市区町村・関係機関（施設、里親、児童家庭支援センター等）・民間団体）と協働しながら本事業を進めていくことが重要であることから、児童相談所に他機関との連絡調整（他機関における支援の状況等の確認、支援方針の共有など）や親子の面会・外出等の補助を行う親子関係再構築支援員を配置する。（1児相あたり2名分（現行：1名分））
- 親子関係再構築支援**：児童福祉司や児童心理司が親子関係再構築支援を実施するにあたり、支援が難しいケースに対して外部機関（精神科医や大学教授）などの助言指導を受けることができるよう、支援メニューにスーパーバイズを追加。
  - ・**カウンセリング** 精神科医等の協力を得て、こどもや保護者等に対してカウンセリングを実施する。
  - ・**家族療法・保護者支援プログラム** こどもを含む家族全体に対するアプローチによる援助や保護者がこどもとの適切な関わり方等を学ぶプログラムを実施する。
  - ・**ファミリーグループカンファレンス** こどもや保護者、親族などが主体的に問題解決の方法を話し合い、支援方法について検討する場を設ける。
  - ・**宿泊型支援** 離れて生活する親子に対して、宿泊等しながら生活訓練や親子関係改善のためのプログラム等を行うとともに行動観察を行い、必要な支援を行う。
  - ・**スーパーバイズ** 学識経験者等から、親子関係再構築支援について専門的技術的助言や指導等を受ける。
- 保護者支援プログラム等資格取得支援事業**：児童相談所等の職員の資格取得が進むよう、1児相あたり300千円→500千円に単価を増加  
児童相談所等の職員がより効果的な保護者支援を行うことができるよう、専門的な知識及び技術の習得を図る
- 親子関係再構築民間団体育成事業**  
保護者支援プログラムなどの親子関係再構築支援の実施を受託できる民間団体を育成するため、民間団体にアドバイザーとして有識者を派遣したり、先駆的な取組を行う民間団体で研修を受けたりするための補助を行う。

## 3 実施主体等

- 【実施主体】 都道府県、指定都市、児童相談所設置市
- 【補助基準額】 (①～③児童相談所1か所当たり、  
④都道府県、指定都市、児童相談所設置市1か所当たり)
- ①7,056千円 ②12,400千円 ③500千円 ④1,253千円
- 【補助率】  
国：1/2  
都道府県、指定都市、児童相談所設置市：1/2



# こどもの権利擁護



# 権利擁護スタートアップマニュアル作成に関する調査研究 概要

## 趣旨

- 令和4年児童福祉法等改正法では、社会的養護に係るこども権利擁護に係る様々な取組（児童相談所や都道府県等における意見聴取等措置、意見表明等支援事業、こどもの権利擁護に係る環境整備）が規定され、各都道府県等では改正法の施行までに必要な準備を着実に実施していく必要がある。
- このため、各都道府県等が適切に各取組を進めることができるよう、その意義や具体的な準備事項、実施内容、実施における留意点等を盛り込んだ「権利擁護スタートアップマニュアル（案）」を作成するため、本調査研究において有識者・実務者検討会を開催し、検討を行った。

※敬称略、五十音順、◎は座長

## 検討事項

### （意見聴取等措置）

- こどもの意見聴取措置が必要となる場面、実施主体、意見聴取等措置の実施方法 等

### （意見表明等支援事業）

- 意見表明等支援を実施する場面、意見表明等支援事業の実施に向けた準備・留意事項

### （こどもの権利擁護に係る環境整備）

- 個別ケースに関するこどもの権利擁護の仕組み、こどもや関係者・関係機関への周知啓発や理解醸成

等

## 検討委員会の構成

氏名	所属・役職
相澤 仁	大分大学学長特命補佐（福祉・地域共生社会推進担当） 福祉保健科学部 教授
磯谷 文明	くれたけ法律事務所 弁護士
神谷 万美	中野区子ども・若者支援センター 児童相談所 副所長
◎ 川崎 二三彦	子どもの虹情報研修センター センター長
鈴木 玲	和歌山県福祉保健部福祉保健政策局 子ども未来課長
中村 みどり	Children's Views and Voices 副代表
前橋 信和	関西学院大学 名誉教授
薬師寺 真	岡山県倉敷児童相談所 所長

## I こどもの意見聴取等措置

### ■ 意見聴取等措置が必要となる場面

- 以下の場合、意見聴取等措置をあらかじめ実施（①は法律上規定。②はこの他実施すべき又は実施が望ましい場面）
  - ① 一時保護、在宅指導等措置、施設入所、里親等委託、指定発達支援医療機関への委託の決定・停止・解除・変更・期間の更新
  - ② 自立支援計画の策定・見直し、自立援助ホームや母子生活支援施設への入居・入所、面会通信制限 等
- 緊急一時保護の必要がある場合などあらかじめ意見聴取等措置をとるとまがないときは、事後速やかに意見聴取等措置を実施

### ■ 意見聴取等を行う者

- 原則、児童相談所職員が実施。各児童相談所の体制や状況等も踏まえつつ、こどもの意見・意向を適切に把握できる方法（※）を検討。  
※ 担当の児童福祉司又は児童心理司（必要に応じて双方）が実施／担当児童福祉司等とは別の職員が実施
- 意見表明等支援事業の活用により、こどもの求めに応じて意見表明等支援員が支援を行うことも有用。

#### 意見聴取等 措置の流れ

Step1  
こどもへの説明

Step2  
こどもからの意見聴取

Step3  
記録作成

Step4  
聴取した意見・意向の考慮、  
反映の検討

Step 5  
こどもへのフィードバック

### ■ こどもへの説明・意見聴取

- 以下の事項（※）をこどもに事前に丁寧に説明。権利ノートや図、イラスト等を用いると効果的。  
※ 児童相談所の役割、こどもが置かれている現在の状況、親や家族等の現在の状況、一時保護ガイドライン／児童相談所運営指針で定められている内容（一時保護の理由、目的等／入所等措置をとる理由等）、聴取した意見の取扱い、権利救済や意見表明等支援事業の仕組み・利用方法
- 援助方針の検討の可能な限り早期の段階で、以下の事項（※）について意見聴取を実施。複数回にわたり実施する等の対応が望ましい。  
※ 措置等の内容についての意見・意向とその理由、今後に対する希望、現在の状況についてどう考えているか、措置等に関する希望、不安等
- 言葉による意見聴取が困難な場合も、絵カード等のコミュニケーションツールを活用し、こどもが意見・意向を表明できるよう最大限配慮。それでも意見表出が困難なこどもには、こどもの生活スタイルを理解して意思を推察するなど非指示的アドボカシーを実施

### ■ 記録の作成・管理 児童記録票に、日時場所、説明方法、説明内容、聴取内容、こどもの反応・様子、所見を記載

### ■ 聴取した意見・意向の考慮、反映の検討

- 聴取した意見・意向は援助方針会議等の場で共有し、十分勘案した上でこどもの最善の利益を考慮して組織として支援の方法や内容等を検討。可能な限りこどもの意見・意向を尊重できるよう、十分な検討・議論を行う

### ■ こどもへのフィードバック

- こども本人に速やかに決定の内容と理由を丁寧かつ分かりやすく説明しフィードバック。特にこどもの意見・意向と反する意思決定を行う場合は説明を尽くす。

## Ⅱ 意見表明等支援事業

### ■ 意見表明等支援を実施する場面

- 措置等の決定、自立支援計画策定、里親・施設や一時保護所における日常生活の場面、こどもが児童福祉審議会等へ意見申立てを行う場面

### ■ 意見表明等支援事業の実施に向けた準備・留意事項

#### （実践環境の整備）

- こども／関係者（児童相談所職員や里親・施設職員、一時保護所職員等）への説明、多様なアクセス手段の確保（電話、はがき、SNS等。障害児の場合は手話通訳等の合理的配慮）、事務局の体制確保（都道府県等の主管課／可能であれば適当な外部団体に委託）

#### （意見表明等支援員の確保）

- 配置形式・体制（独立性の担保）：児童相談所等とは別の機関が担うことを基本。適切な団体等に都道府県等が委託／補助。個人の場合は委嘱
- 資質の醸成・担保：都道府県等が適当と認める養成研修の修了が必要。多様な属性・強みを持つ支援員の確保。SVを受けられる体制整備。

#### （意見表明等支援事業の実施方法、留意事項）

- 訪問先の決定（一時保護所、里親家庭、児童養護施設等の入所施設）、対象となるこども（年齢等で一律に区切るのは不適當）、訪問方法（定期又は要請に応じた訪問）、こどもの意見表明を促す工夫、こどもの年齢・発達の状況に応じた配慮、意見表明への対応とこどもへのフィードバック（意見表明を受けた関係機関における十分な検討、こどもへの丁寧でわかりやすい説明が確実に行われる体制の構築）、守秘義務・個人情報の管理 等

注：意見表明等支援事業の実施に当たっては、自治体としての事業名や担当機関名について、事業の実施内容との関係でわかりやすく誤解のないものとなるよう留意。

## Ⅲ こどもの権利擁護に係る環境整備

### ■ 個別ケースに関するこどもの権利擁護の仕組みの構築

#### （児童福祉審議会の活用）

**基本的な仕組み：**こども（又はこどもに関わる関係機関）が児童福祉審議会に意見を申し立て、こどもからの意見聴取や必要な調査を行った上で児童福祉審議会において審議し、必要な場合には児童相談所等の関係行政機関に対して意見を具申

※ 意見具申の内容はこども本人にも伝え、児童福祉審議会では一定の期間を設けて児童相談所や施設等から対応結果の報告を求め、その結果をこどもに伝えるといったフォローアップも行う

**準備・留意事項：**児童福祉審議会の独立性、迅速性、専門性、こどもからのアクセシビリティの確保等の観点から必要な体制を確保

- 権利擁護に関する専門部会の設置・迅速な開催、委員の選定（児童相談所や施設関係者等は望ましくない等）、事務局の設置（児童相談所職員が担当することは避ける）、多様なアクセス手段の確保、関係機関等（児童相談所、施設、一時保護所、里親等）への説明・周知

#### （児童福祉審議会以外の機関による権利擁護）

- 条例について児童福祉審議会とは別のこどもの権利擁護機関を設置し、権利救済の申し立てを受けて調査・審議、勧告等を行う自治体の取組例を紹介

### ■ 意見表明等支援事業の実施・活用促進等

### ■ こどもに対する権利や権利擁護の仕組みの周知啓発、関係者・関係機関への周知啓発や理解醸成

### ■ こどもの権利擁護に係る環境整備に関するその他の取組（意見箱（実効性ある運用）、こども会議等）

# アドボケート（意見・意向表明支援）における研修プログラム策定及び好事例収集のための調査研究 概要

## 趣旨

- 令和4年児童福祉法等改正法では、都道府県等の事業として意見表明等支援事業が新たに規定されたが、意見表明等支援事業の実施にあたっては専門的な知識や技術を有する意見表明等支援員の確保が必要となる。
- 各自治体においては意見表明等支援員の養成が主要な課題の一つとなっているため、研修カリキュラムの（例）を含む「意見表明等支援員養成のためのガイドライン（案）」を作成するため、本調査研究において検討委員会を開催し、検討を行った。

## 検討事項

- 意見表明等支援員の主な業務内容
- 意見表明等支援員に求められる要件等
- 意見表明等支援員のカリキュラム（例）、  
到達目標

等

※敬称略、五十音順、◎は座長

## 検討委員会の構成

氏名	所属・役職
相澤 仁	大分大学 福祉健康科学部 教授
岡田 健一	九州大谷短期大学 准教授
◎川崎 二三彦	子どもの虹情報研修センター センター長
中村 みどり	Children's Views & Voices 副代表
野呂 英樹	宮城県保健福祉部 子ども・家庭支援課 課長
藤田 香織	藤田・戸田法律事務所 弁護士
前橋 信和	関西学院大学 名誉教授
山元 浩司	兵庫県福祉部 児童課 課長

## 意見表明等支援員養成のためのガイドライン（案）概要

（アドボケート（意見・意向表明支援）における研修プログラム策定及び好事例収集のための調査研究）

## 意見表明等支援員とは

## ＜主な業務内容＞

意見表明等支援員の基本的な役割は、こどもの立場に立って、

- ①こどもの意見の形成を支援し（意見形成支援）
- ②こどもの意見・意向を意見聴取等により把握し、こどもの希望に応じ、行政機関や児童福祉施設・里親等の関係機関に対し、意見表明を支援したり、こどもの意見・意向を代弁した上で伝達するために必要な連絡調整をする（意見表明等支援）
- ③こどもが意見表明を行った後、関係者からの説明について、こどもが納得しているか確認し、必要に応じて再度の意見表明を支援する  
⇒ ①～③の活動の前提として、こどもや関係機関等に、こどもの権利や支援員の意義・役割等について理解してもらうことが重要

⑥こども権利や支援員の役割に  
関する理解促進

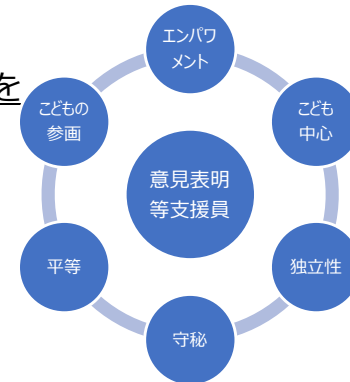
①意見形成支援

②意見表明等支援

③その後の対応  
（こどもの求めに応じた再度の支援）

## ＜求められる要件など＞

- 意見表明等支援員として活動するには一定の知識・技術等が求められるため、都道府県等が適当と認める研修を修了する必要（研修の企画・検討する際は、本ガイドラインで示している到達目標、研修カリキュラム（例）を参考）
- 意見表明等支援員は、こどもの権利保障のために、6原則（右図参照）など重要な考え方に基づいて、こどもの声を傾聴し、こどもを中心とした意見形成支援・意見表明支援を行うことが求められる
- 児童相談所や施設の職員、里親自身が行うことは想定されない（独立性の観点）
- 禁固以上の刑に処せられた者等は、意見表明等支援員として不適格



## 意見表明等支援員の到達目標

※意見表明等支援員として活動するに当たって、常に意識し、達成するように不断に努力することが求められる目標

：こどもの権利保障のために、基本とする原則に基づいて、こどもの声を傾聴し、こどもを中心とした意見形成支援・意見表明等支援を行うことができる

知識・  
技術

- ・意見表明等支援事業に関連する法令やマニュアル等を十分理解している
- ・こどもの権利及び意見表明等支援員の果たす役割・内容についてこどもや関係機関・関係者に十分理解を得られるように説明できる
- ・意見表明等支援に関する基本的な考え方を理解し、自然と身に付いた態度で実践できる 等

態度

- ・こども権利保障実現を目指すことを常に意識し、こどもの権利を尊重し擁護する態度を身につけている
- ・こどものそのままのありようを尊重し、柔軟な姿勢を保ちながら、こどもと継続的な信頼関係を構築し、向き合い続けている 等

# 意見表明等支援員養成のためのガイドライン（案）概要

（アドボケート（意見・意向表明支援）における研修プログラム策定及び好事例収集のための調査研究）

## 研修カリキュラム（例）

既に研修を実施している各団体等の研修内容等を踏まえ、研修カリキュラム（例）をA～Eの大項目に沿って整理。

A:アドボカシーの意義・目的、B:権利擁護・児童福祉行政に対する理解、C:アドボカシーの過程と必要な技術・態度、D:こどもの多様性への理解、E:アドボカシーの実践

### 基礎編

意見表明等支援員が果たす役割・意義を理解しながら、望ましい基本的な態度、こどもを取り巻く環境などについて理解

### 養成編

基礎編で学んだ概略をさらに深め、実際に出会うこどもの多様性等についてより理解。グループワークが有効

	科目名	時間	内容（目的の記載は省略）
<b>A</b>	アドボカシーの定義・理念、独立・専門・訪問アドボカシーの概要	2	・アドボカシーにおける意見表明等支援員の役割 ・アドボカシーの基礎・理念・6原則等
<b>B</b>	人権・こどもの権利の理解とこどもの権利擁護	1～2	・子どもの権利条約の目的・内容 等
	アドボカシーに関連する制度等	1～2	・意見表明等支援事業の関連法令、養成ガイドライン・スタートアップマニュアルの目的・内容
	各自治体における児童福祉行政の理解（概要編）	1～2	・各自治体の児童相談所や児童福祉審議会の役割等の制度・現状 等
<b>C</b>	アドボカシーの基本的な態度・技術	2～3	・こどもと向き合う際の基本的な配慮事項 ・アドボカシーを行う際の基本的な態度 等
<b>D</b>	多様なこどもの理解とその権利擁護	2～3	・こどもの発達への理解 ・こどもの多様性（ジェンダー、LGBTQ、外国にツールをもつ、障害等）への理解 ・様々な生きづらさ（トラウマを含む）等への理解
<b>E</b>	社会的養護当事者・経験者から見る社会的養護やアドボカシーの現状（概要編）	1～2	・社会的養護当事者・経験者からみた社会的養護やアドボカシーの現状

	科目名	時間	内容（目的の記載は省略）
<b>A</b>	アドボカシーの理念と原則（詳細編）	1～2	・意見表明等支援員とこどもの権利擁護に関わる多職種との違い 等
<b>B</b>	各自治体における関連制度やアドボカシーの取組（詳細編）	1～2	・社会的養護のこどもに関連する制度の詳細等 等
<b>C</b>	訪問アドボカシーの過程と技術（2時間×3回）	6	・訪問する各施設等種別の訪問アドボカシーの特徴、必要な技術、留意点 等
<b>D</b>	こどもの発達段階に応じたアドボカシー	1～2	・年齢や発達の状況に合わせたアドボカシーの実践 等
	こどもの多様性に応じたアドボカシー	2～3	・多様性に応じたアドボカシーの実践 等
	こどもの抱える困難と影響に対する理解	2～3	・困難や被害によるこどもへの影響の理解 等
<b>E</b>	演習（ロールプレイ）（2時間×2～3回）	4～6	・面談シナリオを作成するワークや、ロールプレイ等
	自己覚知や内省への理解	1～2	・意見表明等支援員の自己覚知や内省の重要性 等
	社会的養護当事者・経験者からみたアドボカシーの実践（詳細編）	1～2	・社会的養護当事者・経験者からみたアドボカシーの現状・課題
	困難なケースへの対処・葛藤	2	・難しい場面での対処 等
	活動する組織の理解(研修企画団体が意見表明等支援の訪問活動等も行う場合)	1～2	・活動する組織の理解 ・他の組織との連携 等

## 養成後のフォローアップ等の取組

養成後に支援の質の向上させていくことの重要性を踏まえ、

各団体の養成後のフォローアップ等の取組（定期的な事後研修、SV等から助言を得る、支援員同士で悩みを共有する等）を紹介

<児童虐待防止等対策総合支援事業費補助金>  
令和6年度概算要求：208億円の内数（208億円の内数）

## 1 事業の目的

- 令和4年児童福祉法等改正法では、社会的養護に係るこども権利擁護の強化を図るため、こどもの意見表明等支援事業が創設されるとともに、こどもの権利擁護に係る環境整備（こどもの申立てに基づき児童福祉審議会等による調査審議・意見具申を行う等）が都道府県等の業務として規定された。
- このため、各都道府県等や必要に応じて市区町村において、改正法に基づくこどもの権利擁護のための取組が積極的に実施され、全国的に社会的養護に係るこどもの権利が守られる体制の構築が進むよう、新たな補助を創設する。（現行のこどもの権利擁護体制強化事業を改正法に基づく取組を推進するための事業として再編）

## 2 事業の概要

※活動実態を踏まえた補助となるよう活動回数に応じて加算（現行事業では補助基準額は一律10,000千円）

### ①意見表明等支援事業：

一時保護施設や里親家庭・児童養護施設等において、児童相談所等から独立した立場にある意見表明等支援員が、こどもの求めに応じたり、定期的に訪問すること等により、こどもが施設等での生活における悩みや不満、措置の内容に関する意見等を形成し、関係機関に対し表明することを支援する仕組みを構築する。実施主体である都道府県等において、意見表明等支援員の確保、養成、実施体制の構築を図る。

### ②こどもの権利や権利擁護のための仕組みに関する周知啓発

こどもの権利や権利擁護に係る取組について、パンフレットや権利ノートを提供するなどして、こどもに対してわかりやすく説明するとともに、里親・施設等関係者に対しても周知啓発・理解増進を図る。また、意見を申し出るための葉書を配布する等によりこどものアクセシビリティを確保する。

### ③こどもの権利擁護機関の整備

社会的養護に係るこどもからの申立てに応じて、児童福祉審議会又はその他の権利擁護機関が、関係機関やこどもへの必要な調査を行った上で審議をし、関係機関に対して意見具申等を行う仕組みを整備することで、こどもからの申立てを契機に個別ケースの救済が図られる道筋を確保する。

## 3 実施主体等

【実施主体】 都道府県、指定都市、児童相談所設置市、市区町村（①以外）

【補助基準額】 ① 5,901千円（活動回数120回まで）

※活動回数に応じて加算

（加算1）121～240回：2,990千円

（加算2）241回～：5,981千円

② 1,735千円 ※②単独は不可

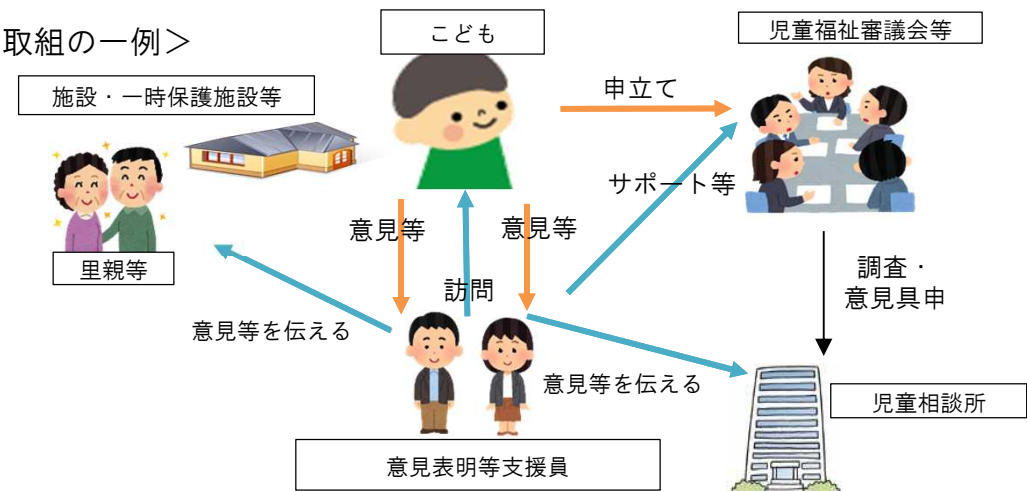
③ 児童福祉審議会の場合 3,999千円

その他の権利擁護機関の場合 5,159千円

【補助率】 国：1/2

都道府県、指定都市、児童相談所設置市、市区町村：1/2

### <取組の一例>



# こども家庭福祉の認定資格 (こども家庭ソーシャルワーカー)



## こども家庭福祉の認定資格（こども家庭ソーシャルワーカー）検討概要 （子ども家庭福祉の認定資格の取得に係る研修等に関する検討会及びワーキンググループ）

### 趣旨

- こども家庭福祉の現場にソーシャルワークの専門性を十分に身につけた人材を早期に輩出するため、改正児童福祉法により、まずは、一定の実務経験のある有資格者や現任者が、国の基準を満たす認定機関が認定した研修等を経て取得する認定資格を令和6年4月より導入する。
- 認定資格を取得するための研修課程等を検討するため、厚生労働省子ども家庭局長が有識者等の参集を求め、子ども家庭福祉の認定資格の取得に係る研修等に関する検討会及びワーキンググループを開催した。

### 検討事項

- こども家庭福祉分野における相談援助を行う職員に求められる専門性
- こども家庭福祉に係る研修の課程
- ソーシャルワークに関する研修の課程
- 試験の内容及び方法・試験の頻度
- その他

### 検討会の構成

※敬称略、五十音順、◎は座長

氏名	所属・役職
伊原 浩樹	松戸市 子ども部長
久保 樹里	花園大学社会福祉学部社会福祉学科 准教授
倉石 哲也	武庫川女子大学文学部心理・社会福祉学科 教授
橋本 達昌	全国児童家庭支援センター協議会 会長
藤林 武史	西日本こども研修センターあかし センター長
増沢 高	子どもの虹情報研修センター 研究部長
薬師寺 真	岡山県倉敷児童相談所 所長
◎山縣 文治	関西大学人間健康学部人間健康学科 教授
和気 純子	東京都立大学人文社会学部人間社会学科社会福祉学分野 教授
田村 満子	日本社会福祉士会 アドバイザー（※）
廣江 仁	日本精神保健福祉士協会 副会長（※）
村松 幹子	全国保育士会 会長（※）

（※）検討会はオブザーバーとして出席

## こども家庭福祉の認定資格 とりまとめ概要①

### 1. 資格取得に向けた研修等の対象者

#### <社会福祉士・精神保健福祉士の資格を有する者>

一定程度のこども家庭福祉の相談援助業務の経験(2年以上)がある者のほか、相談援助業務(2年以上)を行っており、こども家庭福祉の相談援助業務を業務量問わず行ったことがある者も対象。(1-①) 後者には追加研修の受講を求める。

#### <こども家庭福祉の相談援助業務の実務経験者>

一定程度のこども家庭福祉の相談援助業務の経験(4年以上)がある者が対象。(1-②)

#### <保育所等で勤務する保育士>

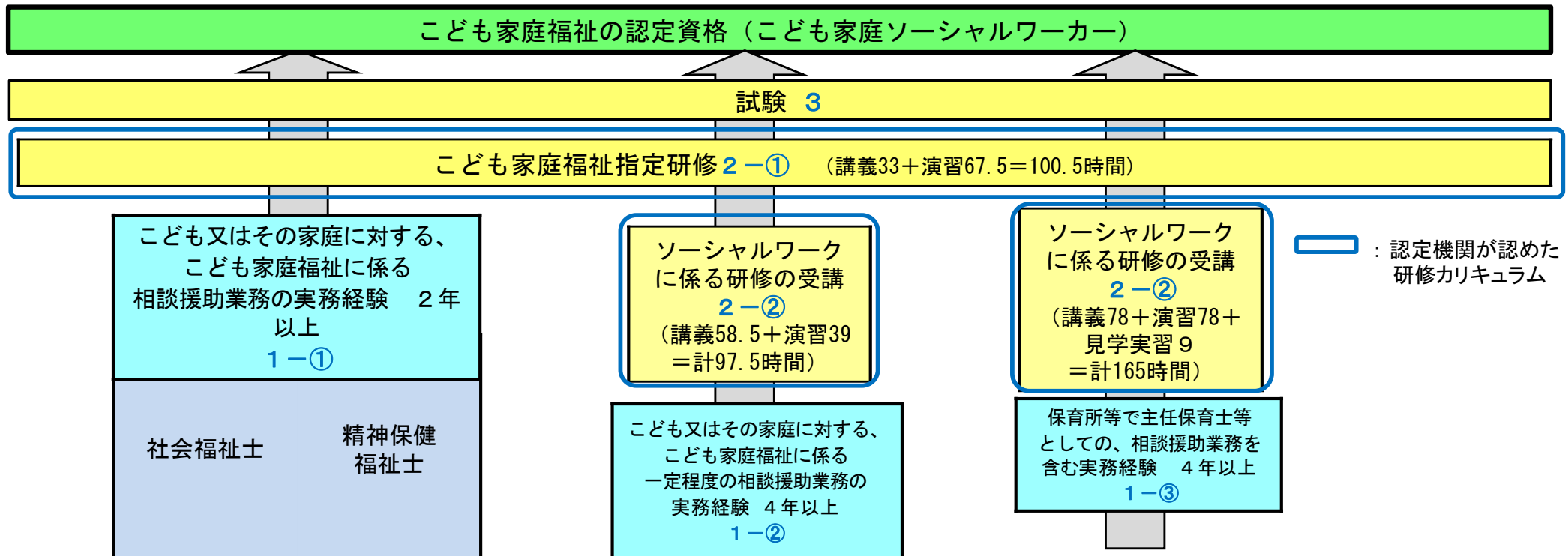
地域連携推進員・保育所長・主任保育士・副主任保育士等のいずれかで、相談援助業務の経験がある者(4年以上)が対象。(1-③)

### 2. 研修の内容

こども家庭福祉指定研修(一律100.5時間) (2-①) と ソーシャルワークに係る研修 (実務経験者: 97.5時間、保育所等保育士: 165時間) (2-②) で構成。

### 3. 試験のありかた

認定機関が毎年1回以上実施。内容は事例問題を含めた選択式とし、どのルートを受講者も同様。



※当分の間の経過措置

※当分の間の経過措置

#### 4. 研修体制の確保等

- 施設等に対して研修体制の確保や見学実習の受入を促すなど、資格取得者が研修や試験を受けやすい仕組みの整備や財政的インセンティブが必要。現任者が勤務する施設等が研修等の支援を行う場合の支援について、財政支援も含めて検討すべき。

#### 5. 資格の名称

- こども家庭福祉の認定資格取得者に求められる、こども家庭福祉に関する相談支援や多職種・多機関との協働といった専門性が伝わりやすいよう、「こども家庭ソーシャルワーカー」とすべき。

## こども家庭福祉の認定資格取得者に求められる専門性

認定資格は、こども家庭福祉分野のソーシャルワーカーが身に付けることが求められる専門性のあり方について、以下の視点により3つの柱を整理した上で、具体的検討を進めてきたところ。

### 専門性の柱を検討する視点

- 虐待を受けたこどもの保護並びに、要保護児童、要支援児童等の在宅支援等に関し、こどもやその保護者に対して相談支援等を行う児童相談所、市区町村、児童福祉施設をはじめとした、こども家庭福祉に係る支援を行う幅広い現場で活用できるものであること
- 社会福祉士や精神保健福祉士の資格を有する者や、こども家庭福祉分野の相談援助の実務経験を有する実務者が、100時間程度のこども家庭福祉に係る研修及びソーシャルワークに係る研修等を経て取得する資格であること
- 新たな認定資格の取得者に求められる専門性の程度のイメージとしては、相談援助業務を行う現場職員が初歩的に習得する内容と、特に難しい判断を必要とする事例への対応や指導的役割を担う職員が習得する内容の中間程度（児童福祉司について言えば、児童福祉司任用後研修と児童福祉司スーパーバイザー研修の中間程度。）のものを想定すること

### 検討会で整理した新たな認定資格の専門性の柱

1. こども家庭福祉を担う  
ソーシャルワークの専門職と  
しての姿勢を培い維持すること

2. こどもの発達と養育環境等の  
こどもを取り巻く環境を理解  
すること

3. こどもや家庭への支援の方法を  
理解・実践できること

## こども家庭福祉に係る研修カリキュラム（追加研修含む）

こども家庭福祉に係る研修（指定研修）は、①すべての研修受講者が受講する100.5時間の指定研修と、②相談援助有資格者のルートに含まれる一部対象者が追加的に受講する計24時間の研修（追加研修）の2種類がある。

### 指定研修

#### (2-①)

科目名	講義（計33時間）	演習（計67.5時間）
こどもの権利擁護	1.5時間	7.5時間
こども家庭福祉分野のソーシャルワーク専門職の役割	1.5時間	6時間
こども家庭福祉Ⅰ（こども家庭をとりまく環境と支援）	3時間	1.5時間
こども家庭福祉Ⅱ（保護者や家族の理解）	1.5時間	3時間
こども家庭福祉Ⅲ（精神保健の課題と支援）	3時間	3時間
こども家庭福祉Ⅳ（行政の役割と法制度）	1.5時間	1.5時間
こどもの身体的発達等、母子保健と小児医療の基礎	1.5時間	1.5時間
こどもの心理的発達と心理的支援	1.5時間	1.5時間
児童虐待の理解	1.5時間	4.5時間
少年非行	1.5時間	1.5時間
社会的養護と自立支援	1.5時間	4.5時間
貧困に対する支援	1.5時間	1.5時間
保育	1.5時間	1.5時間
教育	3時間	1.5時間
こども家庭福祉とソーシャルワークⅠ（多様なニーズをもつこどもや家庭へのソーシャルワーク）	1.5時間	7.5時間
こども家庭福祉とソーシャルワークⅡ（こどもの安全確保を目的とした緊急的な対応に関するソーシャルワーク）	3時間	7.5時間
こども家庭福祉とソーシャルワークⅢ（地域を基盤とした多職種・多機関連携による包括的支援体制の構築）	1.5時間	7.5時間
こども家庭福祉とソーシャルワークⅣ（組織の運営管理）	1.5時間	4.5時間

### 追加研修

科目名	講義（計9時間）	演習（計9時間）	見学実習（計6時間）
こどもの権利擁護と倫理	1時間	—	—
こども家庭相談援助制度及び実施体制	1時間	—	—
児童相談所の役割と連携	1時間	—	—
こども家庭相談の運営と相談援助のあり方	1時間	3時間	—
社会的養護と市区町村の役割	1時間	—	—
こどもの成長・発達と生育環境	1時間	—	—
こども虐待対応	1時間	6時間	—
母子保健機関やこどもの所属機関の役割・連携及びこどもと家族の生活に関する法令・制度	2時間	—	—
見学実習	—	—	6時間

## ソーシャルワークに係る研修カリキュラム

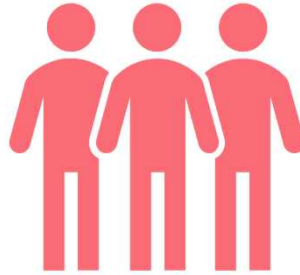
ソーシャルワークに係る研修（ソーシャルワーク研修）は、こども家庭福祉の実務経験者ルートを受講者（計97.5時間）及び保育所等保育士ルートを受講者（計165時間）が受講するもの。

### ソーシャル ワーク研修 (2-②)

種別	科目名	相談援助実務 経験者のルート (講義58.5時間、 演習39時間)	保育所等保育士 のルート (講義78時間、 演習78時間、 見学実習9時間)
講義	ソーシャルワークの基盤と専門職	0時間	19.5時間
	ソーシャルワークの理論と方法	39時間	39時間
	地域福祉と包括的支援体制	19.5時間	19.5時間
演習	ソーシャルワーク演習Ⅰ	0時間	39時間
	ソーシャルワーク演習Ⅱ	39時間	39時間
見学実習	見学実習	0時間	9時間

# (参考) 認定資格スキーム (イメージ)

## こども家庭ソーシャルワーカー



⑦ 受験申請

⑧ 試験実施

⑨ 登録申請

⑩ 登録

⑤ 研修の提供

⑥ 受講



所管省庁

① 認定機関としての  
認定の申請



② 認定



認定機関

- ・研修の認定
- ・試験の実施
- ・登録の実施

③ 研修の認定  
の申請



④ 認定



研修実施機関

- ・研修の実施  
(指定研修、追加研修、  
ソーシャルワーク研修)

こども家庭ソーシャルワーカーの要件や当該者の知識及び技術についての審査・証明を行う事業を実施する者の認定基準等を定める予定。

### <こども家庭ソーシャルワーカーの要件>

- こども家庭ソーシャルワーカーは、以下のいずれかに該当する者であって、こども家庭ソーシャルワーカーの児童福祉相談支援等技能（児童虐待を受けた児童の保護その他児童の福祉に関する専門的な対応を要する事項について、児童及びその保護者に対する相談及び必要な指導等を通じて的確な支援を実施できる十分な知識及び技術をいう。）についての審査・証明事業を実施する認定法人が認めた講習の課程を修了し、認定法人が行う試験に合格し、認定法人が備える登録簿に登録を受けたものであることとする。
  - ① 社会福祉士又は精神保健福祉士として、指定施設（児童福祉法施行規則第5条の3に定める指定施設をいう。）において2年以上主として児童福祉に係る相談援助業務に従事した者
  - ② 社会福祉士又は精神保健福祉士として、指定施設において2年以上児童福祉に係る相談援助業務を含む業務に従事した者（①に掲げる者を除く。）
  - ③ 指定施設において4年以上主として児童福祉に係る相談援助業務に従事した者
  - ④ 保育士として、保育所、幼保連携型認定こども園その他これに準ずる施設において4年以上児童福祉に係る相談援助業務を含む業務に従事した者

### <こども家庭ソーシャルワーカーに求められる水準等>

- 児童の福祉の増進のため、常にその担当する者の立場に立って、誠実にその業務を行うよう努めなければならないこと。
- 児童の福祉を取り巻く環境の変化による業務の内容の変化に適応するため、児童福祉相談支援等技能の向上に努めなければならないこと。
- 正当な理由がなく、その業務にして知り得た人の秘密を漏らしてはならないこと。こども家庭ソーシャルワーカーでなくなった後においても、同様とすること。



### <審査・証明事業の認定基準>

- こども家庭庁長官は、以下の基準により審査・証明事業を認定する。
  - ・ 審査・証明事業を実施する者が、一般社団法人又は一般財団法人であること。
  - ・ 審査・証明事業を実施する者の役員の構成が審査・証明事業の公正な実施に支障を及ぼすおそれがないものであること。
  - ・ 審査・証明事業を実施する者が、審査・証明事業以外の事業を行っている場合には、その事業を行うことによって審査・証明事業が不公正に実施されるおそれがない者であること。
  - ・ 審査・証明事業を実施する者が、審査・証明事業を的確かつ円滑に実施するために必要な経理的基礎及び事務的能力を有する者であること。
  - ・ 審査・証明事業を実施する者が、児童の福祉の増進に積極的に寄与し、かつ、審査・証明事業を実施する者としてふさわしい者であること。
  - ・ 職員、設備、審査等の実施の方法その他の事項についての審査・証明事業の業務規程の内容が、審査・証明事業の適正かつ確実な実施のために適切なものであること。
  - ・ 審査等が、こども家庭庁長官が定める基準を満たす講習を行う者による講習並びに試験及び登録により行われるものであること。
  - ・ 試験が全国的規模で毎年一回以上行われるものであること。
  - ・ 審査等の対象となる児童福祉相談支援等技能の水準についての審査の基準、試験の実施の回数、時期及び場所、試験問題の水準及び合格者の判定方法その他試験の実施方法が適切なものであること。
  - ・ 審査・証明事業を実施する者が、試験科目及びその範囲の設定、試験問題及び試験実施要領の作成、児童福祉相談支援等技能の程度の評価に係る事項その他技術的事項に関する業務を行う場合は、試験委員に行わせるものであること。
  - ・ 試験委員は、児童の福祉に係る相談援助業務についての知識及び技術を有する者のうちから選任するものであること。
  - ・ 登録事務を行う時間及び休日、登録簿への登録、登録簿の備付け、登録証の交付、登録事項の変更、登録の取消し及び消除その他登録の実施方法が適切なものであること。

### <こども家庭庁による認定法人に対する報告の求め等>

- こども家庭庁長官による、認定法人に対する報告又は書類の提出の求め、適正な運営を確保するための勧告、認定基準に適合しなくなったとき等の認定取消しの権限を規定する。

### <指導教育担当児童福祉司の実務要件年数の緩和の対象者>

- 改正児童福祉法第13条第6項において、指導教育担当児童福祉司になるための児童福祉司としての実務要件年数が、内閣府令で定めるものについては、おおむね5年以上からおおむね3年以上に緩和されたところ、要件緩和の対象者を以下のとおり規定する。
  - ① こども家庭ソーシャルワーカーである者のうち、児童相談所を除いた指定施設において2年以上相談援助業務に従事した者
  - ② こども家庭ソーシャルワーカーである者のうち、児童福祉司としておおむね3年以上勤務した者であって、児童福祉司として勤務した期間と児童相談所を除いた指定施設において相談援助業務に従事した期間の合計がおおむね5年以上である者（②に掲げる者を除く。）

その他、審査・証明事業を行おうとする者が提出しなければならない書類等所要の規定を整備する。

整備府令による改正後の規則においては、こども家庭ソーシャルワーカーの取得要件の一つとして認定法人が認めた講習の課程を修了した者であることを規定するとともに、当該講習を行う者が、こども家庭庁長官が定める基準を満たすものであることを規定する予定。告示案においては、当該基準を定める予定。

### <講習を行う者に関する基準>

- 実施する講習が以下の基準を全て満たすものであること。
  - ・ 以下のいずれかに該当する者であることを受講の資格とするものであること。
    - ① 社会福祉士又は精神保健福祉士として、指定施設において2年以上主として児童の福祉に係る相談援助業務に従事した者
    - ② 社会福祉士又は精神保健福祉士として、指定施設において2年以上児童の福祉に係る相談援助業務を含む業務に従事した者（①に掲げる者を除く。）
    - ③ 指定施設において4年以上主として児童の福祉に係る相談援助業務に従事した者
    - ④ 保育士として、保育所、幼保連携型認定こども園その他これらに準ずる施設において4年以上児童の福祉に係る相談援助業務を含む業務に従事した者
  - ・ 修業期間は、審査・証明事業者が適当と認めた期間であること。
  - ・ 講習の内容が①～④に定める者ごとに応じて、検討会にて定めた研修カリキュラム以上であること。
  - ・ 講師は各科目を教授するのに適当な者であること。 ・ 講習の実施場所が確保されていること。
  - ・ 見学実習を行うのに適当な施設を見学実習に利用できること。
- 検討会にて定めた研修カリキュラムの各科目を教授するのに必要な数の講師を有すること。
- 事務職員を有すること。
- 管理及び維持経営の方法が確実であること。
- 講習を受講し、又はしようとする者に対し、講習の内容、講師その他の事項に関する情報を開示しており、当該開示された情報が、虚偽又は誇大なものではないこと。
- 講習の一部を委託する場合は、その委託を受けた者が、その講習についてこども家庭ソーシャルワーカーとなるのに必要な技能等を修得させるために必要な資力、社会的信用及び業務遂行能力を有する者であることを確認すること。

※今後の予算編成過程で検討されるもの

## 1 事業の目的

- 令和4年改正児童福祉法により、児童相談所や市区町村（こども家庭センター）等における相談支援等の質の向上を図る観点から、令和6年度より、新たな公的資格である「こども家庭ソーシャルワーカー」が創設され、児童福祉司の任用要件の1つとして位置づけられる。
- こども家庭福祉分野における人材の専門性向上に関しては、こどもの安全確保や権利擁護等を背景として、令和4年改正児童福祉法附帯決議や骨太方針2023等、従前からその必要性が指摘されているところ、取得促進のための方策を検討することが必要。
- 本資格は、既に市区町村、保育所等の現場で働いている者が、100.5～266.5時間の研修の受講等を経て取得するもの。これらの研修等に参加しやすいよう、新たな補助を創設することを検討。

## 2 事業の概要

### ① 児童相談所・市区町村（こども家庭センター等）への配置促進を通じた資格取得支援

児童相談所やこども家庭センター等の市区町村相談支援部門において、資格を有する者を配置する場合の財政支援（手当）を検討。

### ② 児童相談所、市区町村（こども家庭センター等）、保育所、児童養護施設等の職員による資格取得支援

児童相談所やこども家庭センター、保育所や児童養護施設等で勤務する職員が資格取得のための研修等に参加する場合において、当該職員が勤務する施設等を通じて、研修受講費用等の補助を行うこと、また、見学実習を受け入れる施設等に対し、当該対応に係る補助を行うことを検討。

### （参考）児童養護施設等、一時保護所への配置促進を通じた資格取得支援（措置費での対応）

児童養護施設等や一時保護所に資格を有する者を配置する場合の措置費について、加算（手当）を設けることを検討。

## 3 実施主体

### 【実施主体】

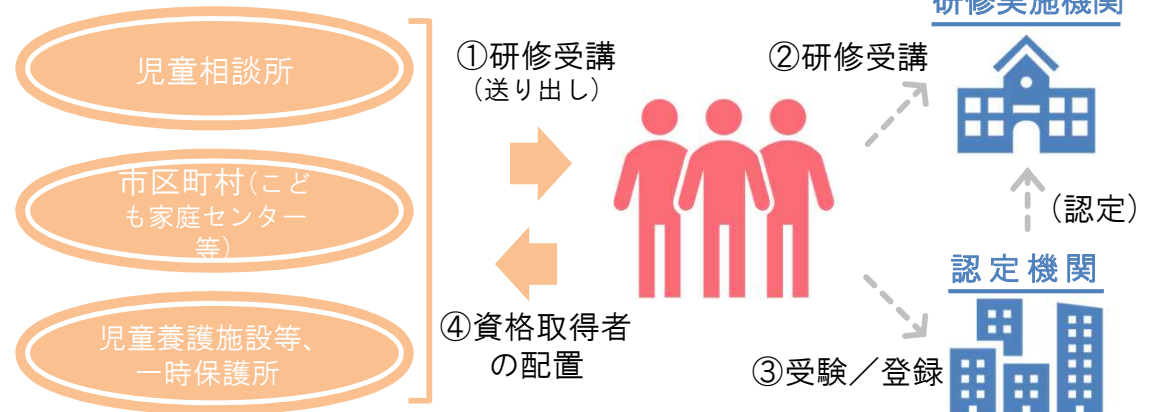
- ①都道府県、指定都市、児童相談所設置市、市区町村
- ②都道府県、指定都市、児童相談所設置市

### （参考）児童養護施設等、一時保護所への配置促進を通じた資格取得支援

### 【実施主体】

- 都道府県、指定都市、児童相談所設置市

### （研修受講の流れ）



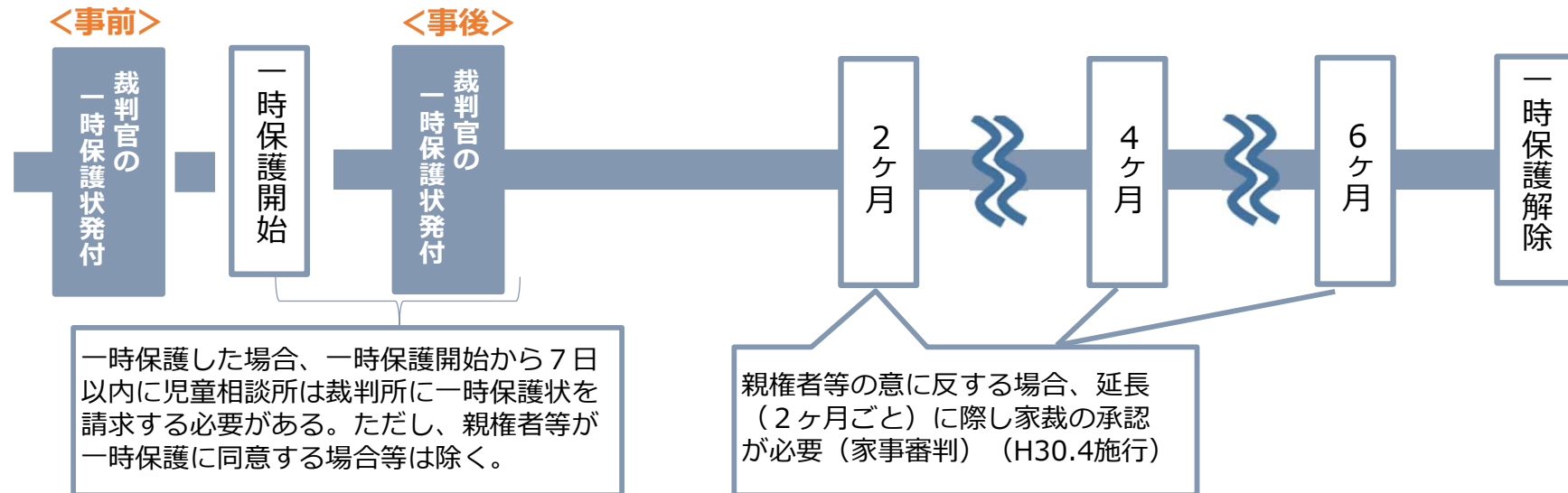
# 一時保護時の司法審査

一時保護時の司法審査に関する実務者作業チーム

# 一時保護時の司法審査等

## <一時保護開始時の適正手続の確保（司法審査）>

- 一時保護の適正性の確保や手続の透明性の確保のため、一時保護開始の判断に関する司法審査を導入する。
  - 裁判官が発付する一時保護状による方法（事前又は保護開始から7日以内に児童相談所は書面で請求）とする。
  - 対象として、親権者等が一時保護に同意した場合や請求までに一時保護を解除した場合等は除く。
  - 児童虐待のおそれがあるときなど、一時保護の要件を法令上明確化。その要件に該当するときは、明らかに一時保護の必要がないと認めるときを除き、裁判官は一時保護状を発付する。
  - 一時保護状発付の請求が却下された場合、一時保護を解除した際に児童の生命及び心身に重大な危害が生じるおそれがあるときには、児童相談所からの不服申立手続を設ける（却下の翌日から3日以内にその取消を請求）



## 一時保護時の司法審査に関する実務者作業チームについて

- 昨年6月8日に成立した児童福祉法改正法において、**一時保護の開始時の司法審査を導入**（公布から3年以内の政令で定める日施行）。社会保障審議会児童部会社会的養育委員会報告書において、施行までに、その運用や実務の詳細について、法律実務に携わる者など、**実務者も構成員に含む作業チームを立ち上げて検討すべき**と指摘。
- このため、厚生労働省において、**作業チームを令和4年8月末から設置し、一時保護時の司法審査の運用及び実務の詳細等**について、実務的な観点から議論することとする。

（検討会委員） ※法務省、最高裁事務総局はオブザーバーとして参加 ※敬称略、五十音順

自治体 関係	法曹実務者 関係	学識等 関係
<ul style="list-style-type: none"> <li>・大浦 俊哉（東京都福祉保健局担当部長〈児童相談センター人材企画担当課長事務取扱〉）</li> <li>・河島 貴子（世田谷区児童相談所所長）</li> <li>・大久保 法彦（滋賀県中央子ども家庭相談センター所長 兼 健康医療福祉部管理監）</li> <li>・薬師寺 順子（大阪府中央子ども家庭センター所長）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・佐藤 康憲（東京家庭裁判所 判事）</li> <li>・橋本 佳子（名古屋市中央児童相談所 主幹、弁護士）</li> <li>・浜田 真樹（浜田・木村法律事務所 弁護士）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・石綿 はる美（一橋大学大学院法学研究科 准教授）</li> <li>・中村 みどり（Children's View &amp; Voices 副代表）</li> <li>◎橋本 和明（国際医療福祉大学医療福祉学研究科臨床心理学専攻教授）</li> <li>○吉田 恒雄（認定NPO法人児童虐待防止全国ネットワーク 理事長）</li> </ul>
計4名	計3名	計4名

（今後のスケジュール）

- 令和5年夏頃：マニュアル案とりまとめ
- 令和6年夏頃：マニュアル確定、内閣府令改正
- 令和7年6月15日までの政令で定める日：施行

※現時点（令和5年9月）では、一部のスケジュールが以下のとおり変更となっている。

○令和5年秋頃：マニュアル案とりまとめ

○令和6年夏～秋頃：マニュアル確定、内閣府令改正

## 一時保護の要件について

### 1. 改正後児童福祉法

#### <改正後>

第三十三条 児童相談所長は、児童虐待のおそれがあるとき、少年法第六条の六第一項の規定により事件の送致を受けたときその他の内閣府令で定める場合であつて、必要があると認めるときは、(略)児童の一時保護を行い、又は適当な者に委託して、当該一時保護を行わせることができる。

#### <改正前>

第三十三条 児童相談所長は、必要があると認めるときは、(略)児童の一時保護を行い、又は適当な者に委託して、当該一時保護を行わせることができる。

### 2. 「内閣府令で定める場合」の条文案（令和5年4月26日の実務者作業チームで提示）

第A条 児童福祉法（以下「法」という。）第三十三条第一項に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合であつて、児童の安全を迅速に確保すること、又は児童相談所長によるアセスメント（児童の心身の状況、その置かれている環境その他の状況を把握することをいい、短期入所指導（法第十二条の四に規定する児童を一時保護する施設等に児童を短期間入所させ、心理療法、生活指導その他の援助を行うことをいう。）を行うことを含む。）を行うことを目的とする場合とする。

- 一 児童虐待の防止等に関する法律（以下「児童虐待防止法」という。）第二条に規定する児童虐待を受けた場合若しくはそのおそれがある場合又は児童虐待を受けるおそれがある場合（児童虐待防止法第十二条の二第一項に定める場合を含む。）
- 二 少年法第六条の六第一項の規定による送致を受けた場合又は警察官から法第二十五条第一項の規定による通告を受けた場合
- 三 児童の行動が自己若しくは他人の生命、心身若しくは財産に危害を生じさせた場合若しくはそのおそれがある場合又は危害を生じさせるおそれがある場合
- 四 児童が自らの保護を求め、又はこれに相当する意見若しくは意向を表明した場合
- 五 児童の保護者が死亡、行方不明、拘禁、疾病による病院への入院等の状態となつたこと、児童が家出人であることその他の事由により、児童に現に監護をする者若しくは住居がない若しくは児童の住所若しくは居所が不明である場合又はそのおそれがある場合
- 六 児童の保護者がその監護する児童の保護を求め、又はこれに相当する意見を表明した場合
- 七 前各号に掲げるもののほか、一時保護を行わなければ児童の生命又は心身に重大な危害が生じるおそれがある場合



## 一時保護状請求の流れ（イメージ）

## 一時保護の要件（一時保護の理由）該当性、一時保護の必要性の検討

## 一時保護の開始

- 児童、親権を行う者等（親権を行う者又は未成年後見人）の人定資料の取得
- 児童及び親権を行う者等への説明
- 児童の意見・意向の確認
- 親権を行う者等の同意の有無、意見の確認
- 一時保護の理由及び必要性を裏付ける資料の取得
- 一時保護状請求書の作成
- 提供資料（ケース記録等）の準備

## 一時保護状の請求（事後請求）

## 一時保護状の発付

7  
日  
以  
内

- 児童、親権を行う者等（親権を行う者又は未成年後見人）の人定資料の取得
- 児童及び親権を行う者等への説明
- 児童の意見・意向の確認
- 親権を行う者等の同意の有無、意見の確認
- 一時保護の理由及び必要性を裏付ける資料の取得
- 一時保護状請求書の作成
- 提供資料（ケース記録等）の準備

## 一時保護状の請求（事前請求）

## 一時保護状の発付

## 一時保護の開始

# 一時保護状請求のためのマニュアル（案）の主なポイント①

※令和5年6月21日の実務者作業チームで議論いただいた事務局素案であり、今後も加筆修正予定

## 第1章 令和4年児童福祉法等改正（一時保護時の司法審査）の概要

## 第2章 一時保護の要件

※調整中

## 第3章 一時保護状請求手続

### 1 一時保護状の請求が必要となる場合

- 一時保護を行うことについて親権者等の同意がある場合、児童に親権者等がない場合、一時保護を開始した日から起算して7日以内に解除した場合を除き、一時保護状の請求が必要（改正後法第33条3項）。
- 親権者等が複数の場合はその全員の同意を要することに留意。

### 2 一時保護状の請求に係る基本的事項

- 請求者、一時保護時の司法審査の対象となる児童、請求時期（事後請求・事前請求）、請求先、請求の方式など

### 3 一時保護状の請求に向けた具体的手続（児童相談所における事務手続の流れを想定）

- 親権者等に対する説明
  - 一時保護の理由、目的、一時保護時の司法審査の手続概要、親権者等が裁判官に意見を伝達し得ること及びその方法等について、できる限り丁寧に説明を行う。
- 親権者等の同意の確認
  - 一時保護に際しては、可能な限り親権者等の同意を確認する。同意が判然としない、同意の真意性に疑義がある場合などは、同意があるとはいえないとして、一時保護状の請求を検討。
  - 親権者等の同意の確認は原則として書面で行う。ただし、一定の場合には口頭による確認も排除されない。
- 親権者等の意見を裁判官に伝達する方法
  - 児相が親権者等の意見を聴取して適宜の書類にまとめて裁判官に提供することを基本。
  - 親権者等自ら意見書面の作成を希望する場合はこれを児相を通じて裁判官に提供することが可能。
- 児童の意見又は意向の確認、児童の意見又は意向を裁判官に伝達する方法
  - 一時保護に当たって実施する意見聴取等措置（改正後法第33条の3の3）等により児相長等が把握した児童の意見又は意向を裁判官に提供。
  - 児童自らが意見書面の作成を希望する場合はこれも可能とし、児相を通じて裁判官に提供。

## 一時保護状請求のためのマニュアル（案）の主なポイント②

※令和5年6月21日の実務者作業チームで議論いただいた事務局素案であり、今後も加筆修正予定

### 第3章 一時保護状請求手続（前頁からの続き）

- 提供資料の準備（関係機関と連携した資料等の収集）
  - ・ 各児相が保有する**既存の児童記録、その抜粋又は児童記録の内容を要約したもの**を提供する方法を基本。
  - ・ **関係機関と連携し、資料又は情報の提供等の必要な協力を受けること**（改正後法第33条の3の2）。
- 一時保護状請求書の記載事項等
  - ・ 一時保護状請求書の記載事項は**チェックリスト及び端的な記載欄を基本**とする。
- 各種事案の取扱い
  - ・ 移管ケース、親権者等の同意が撤回された場合の対応など

#### 4 一時保護状の発付又は請求却下

- ・ 一時保護状の発付又は請求却下後は、裁判所において事件記録の返還を受け、一時保護状を受領。
- ・ 児童及び親権者等に対しては一時保護時の司法審査の結果について適切な説明を行う。請求が却下された場合（不服申立てをしない場合）は意見聴取等措置後、速やかに一時保護を解除。

### 第4章 不服申立手続

#### 1 不服申立ての要件 ※調整中

#### 2 不服申立手続に係る基本的事項

- ・ 請求者、請求時期、請求先、請求の方式など

#### 3 不服申立ての具体的手続

- ・ 原裁判時に提供した資料をもってさらに主張を行うほか、当初の一時保護状の請求時には未判明だった事実が新たに判明した場合や取得できていなかった資料を新たに取得した場合などにはこれらによる主張の補充を行うことも考えられる。
- ・ 不服申立ての各要件について、事案の概要を踏まえ、**児相の所見・評価を文章形式で記載**。

### 第5章 夜間・休日の対応

- ・ 一時保護状請求は**平日の裁判所開庁時間中に行われるのが基本**だが、**やむをえず夜間・休日に請求する場合はあらかじめ請求先裁判所に連絡した上で請求を行う**。夜間・休日には請求先が異なる可能性があることに留意。
- ・ **請求期限末日が土日・祝日・年末年始となる場合も同日までに請求を要する**。